

※本基本計画（案）は、平成25年9月2日現在のもので、今後の議事内容により変更されます。

第 3 編

基 本 計 画 (案)

第3編 基本計画

第1章 自立したまちづくり（自立・協働）

第1節 町民参加の協働のまちづくりの推進

第1項 コミュニティの形成

基本 方針

自治会などのコミュニティ（地域社会）活動を通じて、協働のまちづくりへの町民参画を促進します。また、公共施設や集会所等の有効利用によってコミュニティ環境づくりを進め、町民自らが主体的に地域課題の解決に取り組む、多様なコミュニティ活動が活発なまちづくりを進めます。

現状と 課題・ 必要性

- 山北町では自治会組織を中心にして地域の行事、まちの美化活動、防災・防犯活動などが進められており、少子高齢化に進展に伴い、地域での助け合いがなければ解決できない問題が増えており、今後も自治会組織による積極的な取り組みが期待されています。
- 自治会に関しては、個人の価値観の多様化や核家族化の進展、構成員の高齢化などから加入世帯が年々減少傾向にあり、自治会の活性化が大きな課題となっています。自治会加入率の低下によるコミュニティ活動への影響が懸念されています。
- 住民ニーズも多様化して、身近な地域問題への合意形成も以前より困難になっていることから、協働のまちづくりの必要性が高まっています。

施策と事業

1 コミュニティ活動の推進

- ・自治会の活動及びその連携に対する支援や助成を行います。
- ・自治会活動やコミュニティ活動への参加を呼びかけるとともに、町民相互の連帯感を醸成します。
- ・まちづくり活動を行う地域づくり委員会やNPOなどを支援し、活動の促進を図ります。
- ・コミュニティ活動の拠点となる集会所の整備を支援します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
自治会活動の支援	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
集会所等の整備に対する助成	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
地域交流活性化活動の支援	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
ボランティア組織・NPO団体への支援	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

2 町民やコミュニティと連携したまちづくりの推進

- ・協働のまちづくりを推進します。
- ・各種委員会や審議会等における積極的な町民参加を推進します。
- ・町政へ参加・参画しやすい環境を整備します。
- ・生涯学習支援者バンク等を活用した地域づくりへの参画を促進します。
- ・空き店舗などを活用した活動拠点の整備を促進します。
- ・鉄道のまちやまきたを生かしたまちづくりを推進します。
- ・外国人の生活しやすい環境を整備します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
文化財ボランティアガイドの活用	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
空き店舗の活用	町・民間	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
駅舎を活用した駅前魅力づくり	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
自治基本条例の推進	町・町民	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
座談会の開催	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

指標

指標	単位	現状値	目標値（H30）
自治会への加入率	%	85	86
地域交流活性化事業の支援	件数	2	4

第2項 情報化と情報公開の推進

基本方針

情報化社会に対応した情報通信基盤の整備とともに、情報の受発信の拡大を図り、町民ニーズの高い情報化事業を展開して、暮らしに情報が息づくまちをみざします。

自治基本条例の理念の下、わかりやすい情報の公開を進め、町民と行政との信頼を高めながら、町民参加の仕組みづくりや住民との協働体制の確立をめざします。

現状と課題・必要性

- 公正で透明性の高い開かれた町政を進めるため、情報公開条例や個人情報保護条例を適正に運用するとともに、ホームページや広報紙などによりわかりやすい行政情報の提供などを進めています。
- 町民と行政との信頼を高め、まちづくりの協働体制を築いていくために、わかりやすい情報の公開を進め、町民提案による協働事業などについて検討していく必要があります。

施策と事業

1 情報化の推進

- ・地域情報化の総合的な推進のための地域情報化計画の策定を検討します。
- ・庁内情報化を推進します。
- ・携帯電話通話可能エリアを拡大します。
- ・防災行政無線設備を有効活用します。
- ・あんしんメールやTVK データ放送の内容充実を図ります。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
地域情報化計画の策定検討	町					
町ホームページの充実	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
あんしんメール運営事業	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

2 情報公開の推進

- ・ 情報公開条例の適正な運用を推進します。
- ・ 各種行政文書の整理や保管文書目録の電子化を推進します。
- ・ 個人情報保護条例の適正管理と運用を推進します。
- ・ 様々なセキュリティ対策を実施します。
- ・ 報道機関への情報提供を充実します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
パブリックコメント制度の充実	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
やまどり通信の充実	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

指 標

指標	単位	現状値	目標値（H30）
安心メール配信件数	件数	110	150
ホームページアクセス件数	件数	15,000	30,000
やまどり通信発行件数	件数	25	50

第2節 交流人口増加によるまちの活性化の推進

第1項 交流によるまちの活性化

基本 方針

森林と清流など、豊かな自然環境や歴史・地域文化を生かしながら、多彩な地域間交流や国際交流を進め、交流によるまちの活性化をめざします。

首都圏の西の玄関口としての広域交通拠点の整備とともに、近隣市町村や山梨県、静岡県との連携を強化し、広域的な交流を進めます。

現状と 課題・ 必要性

- 厳しい経済情勢が続いているなかで、町の活力や新たな文化を創造していくためには、さまざまな交流活動をまちづくりにつなげていくことが重要になります。
- 貸（市民）農園や農林業体験学習など「農」や「林」を通したさまざまな交流事業や、品川区民と地域住民との交流や新潟県村上市（旧山北町）との産業交流を継続して進めるとともに、川崎市とのパートナーズ協定などの水源地域交流事業を通じて都市住民の水源地域に対する理解に努めています。今後も継続してこうした取り組みを充実していく必要があります。
- 小・中学校における国際理解教育の一環として、外国人補助教師を積極的に登用し国際化にふさわしい人材の育成とともに、身近に国際化を受け止める環境づくりを進めていく必要があります。
- 富士・箱根・伊豆へと連なる豊かな自然や歴史、文化などに恵まれた地域資源を生かし、観光や産業などの魅力と活力のある広域的な交流圏づくりをめざし、SKY（スカイ）広域圏※による県際交流を進めています。
※SKY 広域圏とは、静岡県（S）、神奈川県（K）、山梨県（Y）の3県に跨る富士箱根伊豆地域を中心とした圏域を指します。
- 丹沢大山国定公園や県立丹沢大山自然公園などの資源の有効活用を図り、広域的な交流を促進するため、県西地域や山梨県、静岡県などの隣接する市町村とこれまで以上の連携の充実を図る必要があります。新東名高速道路の山北スマートインターチェンジなど広域交通拠点の整備の促進とともに、山梨県とを結ぶ南北方向の広域的な道路交通網の整備が求められています。

施策と 事業

1 地域間交流の推進

- ・ 様々な施設を交流の拠点として活用し地域間交流を推進します。
- ・ 山北町の特徴を生かした様々な交流事業を活用します。
- ・ 県内や首都圏、静岡県、山梨県をはじめ、幅広い地域との交流を推進します。
- ・ 大学等との連携事業を検討します。
- ・ 山北町の歴史や文化を生かした新たな姉妹都市交流を検討します。
- ・ スポーツや文化活動を通じた団体交流活動を支援します。
- ・ カヌーマラソン等を通じた交流を推進します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
水源地域と都市住民との交流	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
やまなみ五湖水源地域交流の里づくり計画等に基づく各種事業の実施	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
団体交流活動への支援	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

2 国際交流の推進

- ・ 外国人補助教師による小・中学校児童生徒の国際理解教育を推進します。
- ・ 外国人の生活しやすい環境の整備を推進します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
小・中学校児童生徒の国際理解教育の推進	町					
外国語表記の推進	町					

3 広域的な交流の促進

- ・ 首都圏の西の玄関口としての広域交通拠点の整備を促進します。
- ・ 山梨、静岡、神奈川の三県をつなぐ交通基盤整備を促進します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
新東名高速道路山北スマートインターチェンジの整備推進	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
広域幹線道路整備の促進	町・県・国	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

指 標

指標	単位	現状値	目標値（H30）
水源地域と都市部との交流イベント参加者	人	50	70

第2項 広域行政の推進

基本方針

町民の生活圏の広域化や多様化する広域的な行政需要に適切に対応していくために、より良い広域的な連携のあり方を検討しながら、広域行政を推進するとともに、森林と清流のまちの特性を生かし、魅力ある圏域づくりを進めます。

現状と課題・必要性

- 町民の日常生活圏の拡大に伴い、行政需要も多様化、高度化しており、さまざまな分野で広域的な連携が必要になっています。
- これまで足柄上地区1市5町などによる一部事務組合により、し尿やごみ処理、消防などに対応してきました。そして、消防については、平成25年3月に県西地域2市5町で広域化を実現し、消防力の強化を図りました。また、県西地域2市8町で神奈川県西部広域行政協議会を組織し、広域的課題への対応を目的とした調査・研究を進めるとともに、広域連携事業の推進に係る意思決定を行っています。
- 町民の生活圏の広域化に対応した広域行政サービスのネットワークをさらに充実しながら、魅力ある圏域づくりや市町合併の可能性を含め、より良い広域的な連携のあり方についての検討を進め、広域行政の推進強化を図っていく必要があります。

施策と事業

1 多様な広域行政の推進

- ・近隣市町と一部事務組合等を組織し、広域的な行政サービスの充実を図ります。
- ・神奈川県西部広域行政協議会や足柄上地区広域行政協議会等を活用した広域行政を推進します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
神奈川県西部広域行政協議会等による広域的な行政課題の調査・研究	町・協議会	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
一部事務組合等による広域的な行政サービスの充実	町・事務組合	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

指標

指標	単位	現状値	目標値（H30）

第3節 地方分権に対応した健全な行政運営の推進

第1項 効率的な行政運営と健全な財政運営の推進

基本 方針

地方分権に対応した自主的、自立のかつ効率的な行政運営を推進するため、積極的に行政改革に取り組むとともに、社会経済情勢の変化などに柔軟に対応し、かつ多様化する行政需要に的確に対応した、効率的な計画行政を進めます。

時代の要請や町民ニーズに弾力的に対応できる質の高い行政サービスを提供するため、財政運営の効率化や民間経営の視点に立った財政構造の体質強化を図るとともに、公会計制度の導入などによりわかりやすい情報の提供を進めます。

トップ・温暖化やまきたアクションプランに基づき、環境に配慮したまちづくりを積極的に推進するとともに、行政事務の合理化に向けた OA 化の推進や職員資質の向上、施策の推進体制の強化などによる行政能力の向上に努めます。

現状と 課題・ 必要性

- 自主的、自立のかつ効率的な行政運営を推進するため、新たな行政改革大綱や定員適正化計画を策定し、機構・組織の見直しや人事評価制度の導入など、積極的な行政改革に取り組んでいます。
- 地方分権改革の動向や社会経済情勢の変化などに柔軟かつ適切に対応しながら、多様化する行政需要の拡大に的確に対応していくために、行政改革をさらに進め、効率的な計画行政を推進する必要があります。
- 庁内 LAN の活用や財務会計、公有財産管理などのシステムにより、行政事務の合理化を図るとともに、町村情報システムの運用推進を図ります。
- 職員の能力の向上を図るために、人材育成基本方針に基づき、人事評価制度や職員提案制度の運用、専門研修の充実や政策課題に応じたプロジェクトチームによる創造的な企画・提案・調整機能の充実などに努めていますが、さらにこうした取り組みを充実していく必要があります。
- 地球温暖化防止実行計画として、ストップ・温暖化やまきたアクションプランを推進し、すべての業務を対象に温室効果ガス削減に向けた取り組みを展開しています。今後も継続して地球温暖化対策と自然環境を生かしたまちづくりを進めていく必要があります。
- 健全な財政運営を堅持するため、中・長期財政計画を策定し、計画的な財政運営に取り組むとともに、町税等の公共料金滞納者の解消に向け収納率向上に努めています。
- 事務事業の合理化・効率化など行財政改革を推進し、継続的に経費削減に努めるとともに、財政健全化法への対応や公会計制度の導入などにより、財政状況をわかりやすく公表し、将来にわたり安定した財政運営を継続することが重要です。
- さまざまな政策課題に対処するため、行政を評価するなど事務事業全般にわたり、その必要性・重要性・効率性等の検証を行いつつ、人員、予算などの限られた行政資源を適切に配分していく必要があります。

施策と 事業

1 計画行政の推進

- ・ 総合計画に基づいた総合的・計画的な行政運営を推進します。
- ・ 各部門間の連携を密にした総合的な行政運営を推進します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
固定資産税評価事業 課税用航空写真の撮影	町			⇒		

2 行政改革の推進

- ・ 行政改革大綱に基づく行政改革を推進します。
- ・ 行政評価システムの導入を推進します。
- ・ 民間委託と民営化等を推進します。
- ・ 公共施設の効率的運営を推進します。
- ・ 普通財産の有効活用を検討します。
- ・ 職員給与の適正化を推進します。
- ・ 人事評価制度の適正な運用を図ります。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
行政改革大綱の進行管理	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
行政評価システムの構築	町					
職員の適性や事務量の変化に応じた適正配置の推進	町					

3 行政事務の合理化

- ・ 庁内コンピューターネットワークシステムの充実を図ります。
- ・ I T化による町民サービスの向上を図ります。
- ・ 戸籍情報電子化の運用を図ります。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
戸籍システム及び機器更新	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
マイナンバー制度導入に伴うシステム改修	町		⇒			

4 職員能力の向上

- ・研修活動への自主的な参加を促進します。
- ・職員の意見やアイデアを反映した行政運営を推進します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

5 健全な財政運営の推進

- ・財政の中長期計画を策定し、行政評価と連動しながら財政の健全化を推進します。
- ・新たな人口定着や企業の誘致等による安定的な自主財源の確保を図ります。
- ・税・公共料金等の収納体制の強化を検討します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
財政の中長期計画の策定	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
ふるさと納税制度の活用	町・町民	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
企業会計的手法による新しい公会計制度の活用	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

指 標

指標	単位	現状値	目標値（H30）
経常収支比率	%	84.6	83.0
平山工業団地に企業を誘致	企業数	5	6

第2章 学びと歴史文化を生かしたまちづくり（教育文化）

第1節 次代を担う子ども、青少年の教育・育成

第1項 幼児教育の充実

基本方針

幼児の心身ともに健やかな成長に向けて、幼児期における教育の大切さを踏まえ、幼稚園と保育園のあり方の基本方針に基づき、地域特性を生かした創造的な教育や子育て相談などの総合的な支援を推進します。

現状と課題・必要性

- 少子化を背景とした幼児の減少や共働き等による家庭の変容、家庭と地域社会との関係の希薄化など、幼児を取り巻く環境が変化してきており、子育て支援などを含めた就学前(幼児)教育がますます重要になっています。
- 幼児が心身ともに健やかに成長するために、乳幼児学級や自然とふれあう園外保育を実施していますが、さらにこうした取り組みを充実し、生活習慣や人とのコミュニケーション力を身につけることなどにつなげていく必要があります。
- 少子化の進行や育児サービスの多様化などを背景に、幼稚園と保育園の一体化について検討を続けていくとともに、幼稚園・保育園と小学校との連携を強化し、幼児がスムーズに小学校生活になじむことができる環境づくりも求められています。
- 子育て支援の視点から、子育て支援センター等における相談体制や保育園における低年齢児保育を充実していますが、さらに幼稚園・保育園においても、子育て相談等の常時実施や延長保育の充実などが必要になっています。

施策と事業

1 教育環境・教育内容の充実

- ・ 安心・安全な施設整備を推進します。
- ・ 幼稚園・保育園の一体化を検討します。
- ・ 幼稚園舎の耐震診断・工事を推進します。
- ・ 自然とのふれあいを盛り込むなど地域の特性を生かした教育を展開します。
- ・ 思いやりや困難を乗り越える心など道徳性のめばえを育成します。
- ・ 保護者と一緒に取り組む活動内容の充実を図ります。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
幼稚園施設の整備	町	→	→	→	→	→
幼稚園・保育園のカリキュラムの作成	町	→	→	→		

2 家庭教育の充実

- ・家庭教育学級の充実を図ります。
- ・家庭と地域との連携の強化による効果的な指導を推進します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
家庭と地域との連携の強化による効果的な指導	町	→	→	→	→	→

指 標

指標	単位	現状値	目標値（H30）

第2項 小学校・中学校教育の充実

基本 方針

子どもたちが生涯にわたる学習の基盤と社会性を身につけることができるよう、学校・家庭・地域の連携のもとで、安心して学べる学校づくりや各学校の特色を生かした教育内容の充実、児童・生徒一人ひとりの個性や能力を生かす学校教育を推進します。

現状と 課題・ 必要性

- 各学校では、家庭や地域に開かれた「信頼される学校づくり」に努めるとともに、毎年、研究テーマを設け、特色ある学校教育を展開しています。
- 今後、ますます激動することが予想される社会において、子ども一人ひとりが自分の人生を深く見つめ、基礎的・基本的な知識や技能を習得・活用させ、課題等を主体的に解決して発表できるようにしていくための能力を育みながら、社会に貢献できる、「生きる力の育成」を進めています。
- 多様化する家庭環境や地域、社会情勢などを背景に、不登校やいじめなどの子どもたちの悩みや問題に対応した適応指導教室の運営やスクールカウンセラーによる相談などを実施していますが、さらに継続して取り組んでいく必要があります。
- 障がいのある子どもたちや、支援を必要とする子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに対応した支援教育の推進を図ることが必要になっています。
- 児童・生徒が安心して学ぶことができる校舎や体育館の非構造部材等の耐震対策などの学校施設の整備を進め、さらに充実した施設整備をしていく必要があります。
- 児童・生徒が減少するなかで、平成26年4月には中学校、平成27年4月には小学校の統合を行うことが決定しています。

施策と事業

1 学校施設、設備の整備

- ・学校 ICT システム更新事業を推進します。
- ・生涯学習センターと学校図書室の連携強化を図ります。
- ・学校安全管理のための施設整備と登下校時の安全確保を推進します。
- ・小学校と中学校のパソコン機種を更新と教職員パソコンの設置を推進します。
- ・各施設のエアコンの整備をします。
- ・学校給食のあり方を検討します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
学校 ICT システム更新事業	町		⇒	⇒		
各施設のエアコン整備	町		⇒	⇒	⇒	⇒

2 教育内容の充実

- ・基礎的、基本的な知識・技能の確実な習得と活用を図ります。
- ・個々に応じた基礎体力の向上を図ります。
- ・学校・家庭・地域が連携した特色ある教育内容の充実を図ります。
- ・児童・生徒の問題に対応する教職員の各種研修を推進します。
- ・指導方法の創意工夫を推進します。
- ・健康教育や食育指導を推進します。
- ・体力の向上を推進します。
- ・情報教育や国際理解教育、環境や福祉、健康など横断的な視点からとらえた総合的な学習を推進します。
- ・様々な知識や技能をもつ町内外の人材を活用した学習を推進します。
- ・学校間交流を推進します。
- ・人権を尊重する教育を推進します。
- ・人権擁護機関との連携強化や人権擁護活動を推進します。
- ・児童・生徒の内面に根ざした道徳性を育成します。
- ・いじめ、不登校など子どもの悩みに対応する相談体制を充実します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
指導方法の創意工夫の推進	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
校外講師活用事業	町	⇒	⇒	⇒		

3 社会の変化に対応した教育の充実

- ・情報機器の操作の習得にとどまらない情報活用能力の向上を図ります。
- ・幼稚園、小学校、中学校において国際理解教育を推進するため、外国人補助教師等を活用した学習環境を整備します。
- ・森林と清流など地域資源を生かした教材開発と体験学習を推進します。
- ・環境を大切にする心を育成する環境学習を推進します。
- ・職場見学・体験活動などによりキャリア教育を推進します。
- ・「食」に関する知識と「バランスの良い食」を選択する力を育成します。
- ・健全な食生活の実践を推進します。
- ・安全な生活への知識を身につけ実践し、安全・安心な生活を推進します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30

4 特別支援教育と家庭教育の充実

- ・障がいのある子どもたちの個性や能力を伸ばす教育を推進します。
- ・相互理解を深めるための交流教育を推進します。
- ・家庭の状況に応じたきめ細やかな相談・指導体制の充実を図ります。
- ・遠距離通学児童・生徒に対する通学助成制度を実施します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
障がいのある子どもたちの個性や能力を伸ばす教育の推進	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
遠距離通学児童・生徒に対する通学助成制度の実施	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

指 標

指標	単位	現状値	目標値 (H30)
校外講師活用事業	開催回数	16	20

第3項 高等学校教育の充実

基本方針

地域と高等学校との交流と連携をより一層深め、相乗的に特色や魅力を高め合う、開かれた特色ある学校づくりに向けた支援を図ります。

現状と課題・必要性

- 神奈川県では、県立高校改革推進計画に基づき、県立高校の特色づくりや開かれた高校づくりなどが進められており、本町では、県立山北高等学校の生徒が幼稚園・保育園等で体験学習などを行い、交流と連携を図っています。
- 開かれた特色ある学校づくりに向けた支援に努めるとともに、地域と学校との交流や連携をより一層深めていく必要があります。

施策と事業

1 交流の推進

- ・地域社会との交流を推進します。
- ・スポーツ・文化活動による交流を推進します。
- ・ボランティア活動の場づくりを推進します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
インターンシップ・ボランティア活動への協力	町・町民	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
カヌーマラソン、健康スポーツ大会、丹沢湖マラソン等への協力依頼	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

2 就学の機会の充実

- ・生徒のニーズに応じた情報提供、進路相談を実施します。
- ・奨学金貸付制度の充実による就学機会の均等化を推進します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
就学資金貸付制度の充実	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

指標

指標	単位	現状値	目標値（H30）

第4項 次代を担う青少年の健全育成

基本方針

学校・家庭・地域が連携し、望ましい生活習慣の確立など家庭での自立への基盤づくりを支援するとともに、多様な体験活動の場と機会を充実し、社会とかかわりながら青少年が心身ともに健全に育つ環境づくりを進めます。

現状と課題・必要性

- 地区青少年健全育成会などの青少年関連団体の活動を支援するとともに、地域の人材を活用した体験教室や自主性のある成人式の開催などの諸施策を進めています。また、子どもの居場所づくりとして毎週水曜日に放課後子ども教室を開設しています。
- 生活の多様化や核家族化の進行、共働き世帯の増加などによる影響で、家庭や地域の教育機能の低下が指摘されるなか、情報メディアの急速な普及と相まって、犯罪等から青少年を守り、社会の一員として健全な成長を促していくことが重要な課題になっています。
- 学校・家庭・地域との連携を強化し、これまでの取り組みをさらに充実しながら、望ましい生活習慣の確立など家庭での自立への基盤づくりを支援するとともに、多様な体験活動を根づかせ、社会とかかわりながら自己実現できるよう、青少年の健全な成長を支援していく必要があります。

施策と事業

1 交流の促進

- ・学校行事や地域行事などを通じた青少年と地域との交流を促進します。
- ・町内・広域での活動の推進と町民等人材活用の啓発を推進します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
青少年と地域との交流促進	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
放課後子ども教室の運営	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

2 活動の支援

- ・青少年健全育成組織の活動を支援します。
- ・青少年団体の自主的な活動を支援します。
- ・生涯学習支援者バンクの活用を図ります。
- ・青少年指導者を養成します。
- ・青少年関係団体相互の連携と組織化を推進します。
- ・青少年が健やかに育つ社会環境を整備します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
青少年スポーツクラブの支援	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
青少年指導員活動の支援	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

指 標

指標	単位	現状値	目標値（H30）
サマースクール参加者	人	425	500

第2節 生涯学習・生涯スポーツの推進

第1項 生涯学習の充実

基本 方針

町民が主体的な学習を通じて、豊かで充実した生活を送ることができるよう、多様な学習機会の充実や学習の場の確保などを図るとともに、学習で培われた力を発揮できるような地域に根ざした生涯学習の活性化を推進します。

現状と 課題・ 必要性

- 生涯学習に対する町民ニーズなどに対応するため、生涯学習推進プランを改訂し、生涯学習モデル事業や各種教室、サマースクールなどの生涯学習センター活動を推進するとともに、生涯学習センター登録団体の自主事業の支援や文化財ガイドボランティアの設立、町民文化祭など生涯学習センターを利用した発表の場の提供などに努めています。
- 図書室では、図書資料の充実をはじめ、インターネットによる図書の貸し出し予約及び図書の検索、さらに県図書館情報ネットワークシステムによる県下図書館との連携や情報交換などを進めています。
- 近年の高齢社会の進展やライフスタイルの多様化、余暇時間の増大のなか、町民の学習意欲が増大している一方で、自らの学習成果を地域や社会の課題解決などに生かしたいと考える人が多くなっており、生涯学習活動を支援・促進することはますます重要になってきています。
- 町民一人ひとりの能力や資質の向上をとおして、豊かな人生を享受し社会の発展に貢献できるよう、さらに多様な学習の機会と場を確保し、学習成果の評価や発表の場を充実するとともに、図書室の充実、生涯学習関連施設の活用とその連携強化を図るなど、生涯にわたり、いつでも、どこでも、だれでも学ぶことができ、その成果を生かせる環境を整えていく必要があります。

施策と 事業

1 生涯学習の総合的な推進

- ・生涯学習推進プランを推進します。
- ・講座や教室の学習内容の充実や開催日時の工夫を図ります。
- ・町内の人材や各種団体、企業などとの連携を強化します。
- ・広域における学級や講座の相互乗り入れシステムづくりを推進します。
- ・生涯学習支援者バンクの活用による指導者やボランティアなどの育成・確保を図ります。
- ・養成講座などによる人材の確保と資質の向上を図ります。
- ・自主的活動団体やグループ等の活動を支援します。
- ・学習した成果を評価する方法を検討します。
- ・町民文化祭など様々な場を活用した学習成果発表の場の充実を図ります。
- ・インターネットや情報紙の発行など様々な媒体を活用した生涯学習情報の収集と提供の充実を図ります。
- ・自治会が行う生涯学習活動や各団体が行う生涯学習モデル事業に対する助成

制度の充実を図ります。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
生涯学習推進プランの推進、生涯学習推進協議会の運営	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
生涯学習活動事業への支援	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
やまぶき学級等の生涯学習事業の開催	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

2 生涯学習センターの充実

- ・生涯学習センター機能の充実
- ・利用しやすい図書室の運営
- ・図書室の蔵書の充実、及び利用日時等の充実
- ・地域の活動拠点への支援

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
生涯学習センター機能の充実	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

指 標

指標	単位	現状値	目標値（H30）
支援者バンク登録者	人	17	25

第2項 生涯スポーツの充実

基本方針

森林 と清流の自然豊かな環境を活用し、子どもから高齢者まで町民だれもが気軽にスポーツ活動に親しむことができる機会と場を充実し、生涯スポーツの振興を図ります。

現状と課題・必要性

- 近年、健康増進や体力づくり、または余暇活動の一環として、スポーツに対する町民意識は高まる傾向にあり、スポーツの果たす役割は大きくなっています。
- 生涯スポーツ推進プランに基づき、ニュースポーツ教室や丹沢湖マラソン大会などの各種スポーツ大会などの開催、カヌーマラソン IN 丹沢湖などの特色あるスポーツの普及や総合型地域スポーツクラブ活動支援などを進めていますが、さらにこうした施策を充実し、生涯スポーツの振興に努める必要があります。
- 町民だれもが気軽にスポーツに親しむことができるよう、カヌーやウォーキングなどの自然を生かしたスポーツ・レクリエーションの場の確保や既存スポーツ施設の維持管理、さらに学校施設の開放などを実施しており、今後も継続的に対応するとともに、町民からの要望が多い総合体育館の建設について、引き続き調査研究を進める必要があります。

施策と事業

1 スポーツ活動の推進

- ・だれもが楽しめる健康づくりのためのスポーツを推進します。
- ・ニュースポーツの啓発と推進を図ります。
- ・総合型地域スポーツクラブの活動を支援します。
- ・スポーツ団体、クラブなどの活動を支援します。
- ・様々なイベントへの参加促進とイベントによる町内外の幅広い交流を推進します。
- ・スポーツ推進委員や青少年スポーツ指導者の研修の実施や活動の場の確保を推進します。
- ・スポーツ指導者登録制度の整備と活用を図ります。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
パークゴルフ普及推進、スポーツ大会の開催、生涯スポーツ推進プランの推進	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
スポーツ推進委員の活動支援	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

2 スポーツの場の整備と活用

- ・森林と清流を生かしたスポーツの場を整備します。
- ・スポーツ施設等の整備と充実を図ります。
- ・パークゴルフ場の充実を図ります。
- ・町民のスポーツ活動の拠点となる総合体育館やプールについて調査検討します。
- ・小・中学校の体育施設の整備充実を図ります。
- ・学校体育施設の地域への開放を推進します。
- ・県西地域による施設の相互利用の促進と情報の提供の充実を図ります。
- ・観光と連携したカヌーのまちづくりを推進します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
スポーツ拠点整備検討	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
県西地域スポーツ施設相互利用	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

指 標

指標	単位	現状値	目標値（H30）
カヌーマラソン参加者	艇	198	250

第3項 文化活動の推進

基本方針

町民の自主的で活発な文化活動を促していくために、文化団体等の活動の支援や成果発表の場と鑑賞の機会を充実するとともに、文化遺産への理解と保護意識の啓発を図りながら、積極的なその活用を進めます。

現状と課題・必要性

- 町民の芸術文化活動に対する関心や参加意欲の高まりに応え、町民文化祭などを通じて、文化団体などの発表の場を確保し、交流活動を促進するとともに、生涯学習センターを拠点とした展示会や芸術芸能鑑賞会など、身近に芸術文化にふれる機会を充実しています。
- 地域の歴史・文化を守り、後世に伝えていくために、史料の収集・保存体制の整備などを実施するとともに、文化財の保護・保存や展示所の確保を図りながら、文化財ボランティアガイドと協力し、文化財の理解と保護意識の啓発に努めています。
- 文化団体やサークルの活動など町民の自主的な文化活動をさらに支援しながら、成果発表の場と鑑賞の機会を充実していく必要があります。
- 地域に残された文化財や史跡を生かしたまちづくりを進めるため、河村城跡の歴史公園としての史跡整備を進めながら、一部公開に努め、文化財などの積極的な活用を図っていく必要があります。

施策と事業

1 文化活動の推進

- ・町民のニーズに応じた講座や講演会などを実施します。
- ・各種文化団体、サークル等の活動を支援します。
- ・世代間交流と地域における文化活動を支援します。
- ・文化団体等の成果の発表機会を充実します。
- ・インターネットなどを活用した町の文化情報発信の充実を図ります。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
文化団体連絡協議会の支援	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
高齢者等が持つ知識や技能の伝承	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

2 文化財の保護と活用

- ・文化財を生かしたまちおこしを推進します。
- ・文化財めぐりコースの整備と文化財ガイドの充実を図ります。
- ・ボランティアガイドの育成・資質の向上を図ります。
- ・民俗芸能の後継者育成を支援します。
- ・寺社や文化財に関わる情報発信を推進します。
- ・生涯学習センターや学校などを活用した文化財の保存と展示場所の確保と後継者育成の支援を図ります。
- ・河村城跡の史跡整備を推進します。
- ・歴史資料の収集・保存システムの充実と活用の推進を図ります。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
河村城址歴史公園の整備	町					
文化財ガイドボランティアの支援	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

指 標

指標	単位	現状値	目標値（H30）
文化財講座参加者	人	75	100

第3節 人権尊重のまちづくりの推進

第1項 男女共同参画社会の推進

基本方針

男女が互いの生き方を尊重し、家事や子育ても役割分担するなど、あらゆる分野で、男女がともに参画する社会環境づくりを進め、性別によって行き方が左右されないまちづくりを進めます。

現状と課題・必要性

- 社会構造の変化により、助成の社会進出と併せて、その能力に対する社会的期待感は高まっています。
- 男女雇用機会均等法や育児休業法により女性の働く環境は整備されてきていますが、依然として労働条件の待遇には性別格差が残り、仕事と家庭とを両立させる体制も十分とは言えません。
- 配偶者や恋人などのパートナーから暴力を受ける、ドメスティック・バイオレンス問題への対応も課題となっています。
- 人口減少や少子高齢化などを背景に、持続可能な社会の発展をめざす上でも、男女を問わず、個人がその個性と能力を十分発揮できる男女共同参画社会の実現が一層求められています。
- 男女共同参画プランに基づき、講演会や男女共同参画セミナーの開催などを実施していますが、さらに家庭、学校、職場、地域などあらゆる機会を通じて、男女共同意識づくりと女性の社会参加の支援などの取り組みを進めていく必要があります。

施策と事業

1 男女共同参画社会の推進

- ・講演会等の啓発活動を進め、男女共同参画社会づくりを推進します。
- ・学校生活による男女共同意識づくりを推進します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
講演会等の啓発活動	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
人権に関する啓発活動の推進	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

指標

指標	単位	現状値	目標値（H30）
審議会などへの女性の登用率	%	28	30

第2項 人権尊重のまちづくりの推進

基本方針

すべての町民が互いに人権を尊重しあい、誇りをもって生きることができるよう、様々な機会を通じて人権教育と啓発活動、人権擁護活動を推進します。

現状と課題・必要性

- すべての人が基本的人権を保障され、平等で住みよい社会の実現をめざし、人権・同和啓発推進協議会の運営を図りながら、人権問題講演会の開催や啓発チラシの全戸配布、リーフレットの作成、さらに学校における人権意識を育てる教育や人権擁護活動などを継続して進めています。
- 互いに人権が尊重され、誇りをもって生きることができるよう、これからもあらゆる機会を通じて、人権教育・啓発活動や人権擁護機関と連携をし、人権擁護活動を推進していく必要があります。

施策と事業

1 人権尊重のまちづくりの推進

- ・学校教育や社会教育、家庭教育などによる人権教育を推進します。
- ・人権に関する啓発活動を推進します。
- ・人権に関する指導者の養成と人材の確保を図ります。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
人権講習会の開催	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
人権に関する啓発活動の推進	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

指標

指標	単位	現状値	目標値（H30）

第3章 健康と福祉のまちづくり（保健福祉）

第1節 健康づくりの推進

第1項 健康づくり推進体制の充実

基本方針

町民一人ひとりが自発的な健康づくり活動ができるよう、啓発や活動への支援を図るとともに、健康教育や相談、自然を生かした健康づくりを推進します。

現状と課題・必要性

- “自分の健康は自分で守る”という認識のもと、健康福祉センターを拠点に各種検診をはじめ、健康マイスター講座などの各種講座や教室の開催、自主サークルなどを中心とした健康づくり活動により町民の健康志向も高まっています。
- 広報さくら通信やホームページ、健康カレンダーなどを通じた啓発とともに、健康づくり活動への支援を推進していますが、さらに充実する必要があります。
- 森林と清流を活用したさまざまな活動を通じて、健康づくりにつながるしくみや体制づくりを進めていく必要があります。
- メタボリックシンドロームの改善や栄養改善など「食」に関わる多くの問題が取りざたされるなかで、講座や教室などの開催により、健全な食生活を実践する「食育」を推進していくことが求められています。

施策と事業

1 健康づくり活動の充実

- ・ 健康増進計画・食育推進計画推進協議会を開催します。
- ・ 健康スポーツ大会や福祉ふれあいフェスタを協力実施します。
- ・ 各種健康づくり事業を開催します。
- ・ 健康づくり団体の育成を支援します。
- ・ 健康福祉センター(健康づくり拠点施設)施設の維持管理をします。
- ・ さくらの湯利用者に向けたサービスを向上します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
健康増進計画の推進	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
健康増進計画の改訂	町		⇒			
食育推進計画の推進	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
食育推進計画の改訂	町		⇒			
健康スポーツ大会や福祉ふれあいフェスタの協力実施	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
各種健康づくり事業の開催	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
健康づくり団体の育成支援	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
自主サークル活動の支援	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

健康福祉センター(健康づくり拠点施設)施設の維持管理	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
さくらの湯利用者に向けたサービスの向上	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
さくらの湯施設の維持管理	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

2 健康教育、相談等の充実

・保健師や管理栄養士を確保します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
保健師や管理栄養士の確保	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
マタニティマークの配布や妊婦健診の補助	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
相談や教室、訪問指導の実施	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
乳幼児健康診査	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

3 自然を生かした健康づくり

・森林セラピーロードを利用した事業を展開します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
森林セラピーロードを利用した事業の展開	町					
森林セラピー運営協議会事業の推進	町					

4 食育の推進

・食生活改善団体「いくみ会」等の育成を支援します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30

指 標

指標	単位	現状値	目標値（H30）
健康福祉センター(健康づくり拠点施設)施設の入場者数	人	約 85,000 (平均)	100,000

第2項 保健サービスの充実

基本方針

町民の健康に関する意識の高まりを踏まえ、ライフサイクルに応じた保健活動や推進体制の整備などを充実し、一貫した保健サービスを推進します。

現状と課題・必要性

- 健康福祉センターを拠点として、年齢や生活状況に応じた各種検診などの疾病予防活動をはじめとして、健康づくりに向けた教室の開催やリーフレットの作成などさまざまな施策を展開しています。
- 社会環境や生活環境の変化による生活習慣病や心の病などの現代病の増加に伴い、個人のニーズやライフサイクルに対応した健康づくりが求められています。
- 町民だれもが安心して気軽に健康づくりに取り組める、環境づくりを進めていく必要があります。

施策と事業

1 ライフサイクルに応じた保健活動の推進

- ・各種健診・検診の受診を勧奨します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
受診後の適切な健康維持管理指導業務	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
各種健診等内容の充実検討	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
受診者の管理システムの向上	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

2 保健活動推進体制の整備

- ・医師や栄養士などとの連携体制を構築します。
- ・在宅医療推進システム構築を検討します。
- ・インターネットや各種媒体を活用した情報を発信します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
医師や栄養士などとの連携体制の構築	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
在宅医療推進システム構築の検討	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
インターネットや各種媒体を活用した情報の発信	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

指 標

指標	単位	現状値	目標値（H30）
施設の有効的利用（稼働率）	%	42	50

第2節 福祉のまちづくりの推進

第1項 地域福祉の推進

基本方針

町民だれもが安心して暮らせるよう、町民と行政、社会福祉協議会、ボランティアなどが連携しながら、支え合いや助け合いを基本とする福祉社会づくりを進めます。

現状と課題・必要性

- 高齢化が進行するなかで、社会福祉協議会などを中心に広報紙やパンフレットを活用した福祉意識の啓発活動をはじめ、地域での相談・指導体制の充実やボランティア活動の促進とその活動への支援などに取り組んでいます。
- 地域福祉計画に基づいて町民、行政、民間の相互の協力の下で、だれもが安心して安全に住み慣れたところで暮らしていくことができる地域社会づくりを進めていく必要があります。
- 地域福祉活動の中核を担う社会福祉協議会については、地域福祉活動計画に基づき、計画的に施策を展開していくことが期待されています。

施策と事業

1 地域福祉活動の推進

- ・民生委員児童委員、各種相談員による地域で気軽に相談・指導が可能な体制を充実します。
- ・地域福祉計画を推進します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
地域福祉計画の改訂及び推進	町					
相談・指導体制の充実	町					

2 社会福祉協議会の充実・支援

- ・社会福祉協議会を支援します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
社会福祉協議会の充実・支援	町					

3 ボランティア活動の促進

- ・ 広報紙等を活用したボランティア活動への関心や理解を向上します。
- ・ ボランティア活動への参加促進と活動への支援をします。
- ・ ボランティア登録制度を促進します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
ボランティア情報の提供の充実	町					
ボランティア活動促進と人材育成支援	町					
ボランティア登録制度の促進	町					

指 標

指標	単位	現状値	目標値（H30）

第2項 低所得者福祉の充実

基本方針

低所得世帯の社会的経済的な自立更正に向けて、関係機関などと連携した生活指導・相談体制を充実するとともに、家庭の実情に応じた経済的支援を推進します。

現状と課題・必要性

- 景気の低迷や厳しい雇用情勢による離職者の増加、疾病や障害などをはじめとするさまざまな理由で、社会的・経済的に不安定な生活を余儀なくされた方の、健康で文化的な生活を維持するため、相談指導体制の充実や生活保護法の活用による経済的支援などを行っています。
- 民生委員児童委員や各種相談員、関係機関との連携による相談・指導体制の充実とともに、低所得者の実態を把握しながら、各分野における適切な支援を進める必要があります。

施策と事業

1 相談指導体制の充実

- ・関係機関と連携した生活指導・相談体制を充実します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
県福祉事務所と連携した相談体制づくり	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

2 生活の安定

- ・低所得者世帯の実情に応じた経済的支援を実施します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
生活保護世帯への支援	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

指標

指標	単位	現状値	目標値（H30）

第3節 子育て支援の充実

第1項 児童福祉の充実

基本方針

子育てに関する多様なニーズに対応していくために、保育サービスの充実とともに、子どもの遊び場や居場所づくりなどを図りながら、安心して子育てのできる環境づくりを進めます。

現状と課題・必要性

- 少子化や核家族化の進展に伴い、子育て支援として小学校修了までの医療費助成の拡充等とともに、家庭の持つ子育て機能の低下に対応した地域全体での取り組みによる子育て支援を進めています。
- 保育所における低年齢児保育や延長保育などへの取り組みとともに、民間ボランティアにより NPO「まみい」を設立し、預かり保育などの一時保育を推進してきましたが、今後とも保育サービスの充実を図っていく必要があります。
- 幼稚園での預かり保育や保育所における幼児教育の充実など、利用ニーズの高まるなかで、今後とも認定子ども園制度など、町の実情に即した幼保一元化の検討を進めていく必要があります。
- にこにこクラブをはじめとして、ふれあいのいえ、子ども体験センターなど、子どもたちが放課後などに安全に安心して過ごすことのできる居場所づくりを進めてきましたが、今後は学童保育として充実していくとともに、地域の組織づくりや人材の確保、実施施設の検討などを進めていく必要があります。
- 要保護児童対策地域協議会を立ち上げ、児童虐待の防止に向けたネットワークを整えています。今後ともさらに、この協議会の充実を図り、育児困難を抱える家庭などへの個別支援対策を進め、未然防止や再発防止を徹底していく必要があります。

施策と事業

1 子育て支援の総合的推進

- ・安心して子育てができる環境づくりをめざしたこども・子育て支援計画の策定と推進をします。
- ・小児医療費助成事業を実施します。
- ・子育て支援機能を充実します。
- ・出産時における支援をします。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
こども・子育て支援事業計画の策定	町	⇒				
こども・子育て支援事業計画の推進	町		⇒	⇒	⇒	⇒
小児医療費助成事業の実施	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
出産祝い金や紙おむつの支給	町					

2 町民のニーズに対応した保育サービスの提供

- ・園児の減少に対応した幼稚園・保育園の一元化一体化の検討をします。
- ・保育需要に対応した保育サービスを推進します。
- ・保育料を見直しします。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
幼保連携型認定こども園への検討	町		⇒			
保育サービスの推進	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
保育料の見直し	町	⇒				

3 遊び場の整備

- ・森林と清流を生かした公園などの遊び場の整備を推進します。
- ・子供の遊び場となる施設の適切な維持管理をします。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
公園等施設の維持管理	町					

4 子どもの居場所づくりの推進

- ・学童保育を充実します。
- ・放課後子どもプランの実施に向けた組織作りや人材確保、実施施設の検討をします。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
放課後児童健全育成の充実	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
児童虐待防止対策の充実及び早期発見	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

5 児童虐待防止

- ・児童虐待の防止や早期発見をします。
- ・育児が困難な家庭等への個別支援を充実します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
育児困難家庭への支援の充実	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

指 標

指標	単位	現状値	目標値（H30）

第2項 子育て支援の充実

基本方針

安心して子どもを育てることができるよう、地域における子育て支援やひとり親家庭への支援などを充実しながら、地域に密着した子育て環境づくりを進めます。

現状と課題・必要性

- 生活スタイルの多様化や核家族化などの進展により地域のつながりの希薄化が進んでいくなかで、子育てに関する悩みや不安を抱える親が増えてきています。
- 子育て支援センターを拠点として相談体制の整備や民生委員児童委員協議会による子育て支援ガイドブック「らぶりー」の発行、乳幼児学級の実施、小児医療費の助成制度の拡充などに取り組んでおり、こうした取り組みをさらに充実させ、より地域と一体となって好ましい子育て環境づくりに努めていく必要があります。
- ライフスタイルの変化や価値観の多様化などにより、ひとり親家庭の抱える問題や悩みなどが深刻化してきており、自立に向けた経済的支援や相談活動に取り組んでいく必要があります。

施策と事業

1 地域における子育て支援

- ・子育て支援ガイドブックを活用します。
- ・子育て支援センターを活用した育児相談や育児サークル活動への支援をします。
- ・子育て支援ネットワークを強化します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
子育てガイドブックの活用	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
子育て支援センターの活動支援	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

2 ひとり親家庭への支援

- ・相談体制を充実します。
- ・医療費助成や児童扶養手当の支給、社会福祉協議会と連携した生活福祉資金の貸付など各種制度の積極的な活用による生活安定に向けた支援を充実します。
- ・関係機関と連携・協力した雇用を促進します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
主任児童委員等による相談体制の充実	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
児童扶養手当や医療費助成制度の実施によるひとり親家庭の自立促進	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
ひとり親家庭への就業支援	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

指 標

指標	単位	現状値	目標値（H30）

第4節 高齢者支援の充実

第1項 高齢者福祉の充実

基本方針

高齢者が家庭や地域で生き生きと暮らしていけるよう、生きがいきづくりや健康づくり、高齢者の暮らしやすい生活環境の整備を進めていくとともに、在宅サービスの充実や地域ケア体制の確立を図ります。

現状と課題・必要性

- 本町の65才以上の高齢者は、平成20年1月現在で3,322人となっており町民の3.8人に1人を占め、その割合も26.4%と神奈川県平均の18.5%を大きく上回り、これまでと比較しても高齢化が進行しています。
- 介護保険制度の適正な運用とともに、老人クラブや生きがい事業団の育成のほか、福寿大学や世代間交流などを通じて高齢者の生きがいきづくりと健康づくり対策を実施していますが、今後とも高齢者保健福祉計画に基づきながら、継続して取り組んでいく必要があります。

施策と事業

1 生きがいきと健康づくりの推進

- ・保健、医療、福祉の24時間トータルケア体制の促進をします。
- ・老人クラブや生きがい事業団などの支援をします。
- ・世代間交流や高齢者のボランティア活動への参加の促進をします。
- ・地域の資源を活用した生きがいきづくりの推進をします。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
地域見守り体制づくり	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
老人クラブへの支援 生きがい事業団の法人化への支援	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
高齢者のボランティア活動への参加促進	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
生きがいきづくりの推進	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
緊急通報システムや地域包括支援センターへの24時間体制電話相談	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

2 在宅福祉サービスの充実

- ・地域包括支援センターや事業所、保健師などとの連携強化による地域ケア体制を整備します。
- ・介護保険事業と調整した各種の生活支援サービスを推進します。
- ・地域包括支援センターを充実します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
地域包括支援センターによるケア会議	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
町広報紙、社協広報紙、老人クラブ等への地域包括支援センターの活動内容の周知	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

他職種会議〃	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
--------	---	---	---	---	---	---

3 高齢者の暮らしやすい生活環境の整備

- ・高齢者が暮らしやすいバリアフリー住宅を整備促進します。
- ・時代に対応した高齢者保健福祉計画の見直しの実施をします。
- ・高齢者を地域で見守る支援体制の整備をします。
- ・高齢者が利用しやすい町営住宅の整備促進をします。
- ・民間のケア付き住宅の整備促進をします。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
地域での高齢者の見守り	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
関係機関との連携強化	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

4 高齢者の虐待防止

- ・地域包括支援センターや保健師、民生委員児童委員との連携の強化をします。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30

指 標

指標	単位	現状値	目標値（H30）
緊急通報システムや地域包括支援センターへの24 時間体制電話相談年間件数	回数	1,400	1,400
地域包括支援センターによるケア会議	回数	毎月 1 回	毎月 1 回
町広報紙、社協広報紙、老人クラブ等への地域包括支援センターの活動内容の周知	回数	年 1 回	年 1 回
他職種会議	主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師等の確保	3 か月に 1 回〃	3 か月に 1 回

第2項 介護保険の充実

基本方針

介護を必要とする方が安心して暮らしていけるよう、介護サービスの質の維持・向上とともに、制度の啓発や相談体制の充実を図り、介護保険制度の適正な運用を進めます。

現状と課題・必要性

- 平成18年度の介護保険制度の改正に基づき、地域包括支援センターを設置し、総合相談支援や介護予防ケアマネジメントなどの地域支援事業に取り組みながら、保健・医療・福祉の一体的な介護サービスや介護予防サービスを提供しています。
- 介護予防事業を進めるとともに介護保険事業計画の見直しを図りながら、公平な介護認定や利用者負担の適正化、利用する人に合ったケアプランの作成と適正なサービスの提供に努めていく必要があります。

施策と事業

1 制度の啓発と相談体制の充実

- ・介護保険事業計画を策定します。
- ・広報紙などによる介護保険制度の周知と相談体制を強化します。
- ・介護に関する相談窓口や相談体制を整備します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
介護保険事業計画の策定	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
介護保険事業の啓発	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
介護サービス業者の情報提供	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
窓口での相談体制の充実	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
介護者家族との「家族の会」開催	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

2 介護サービスの質の確保と向上

- ・要介護認定を行う調査員の確保と資質を向上します。
- ・各事業主体における介護サービス計画（ケアプラン）を作成する介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質を向上します。
- ・認知症高齢者を含む高齢者の状態の変化に対応した継続的なサービスを提供する体制を整備します。
- ・介護予防事業を充実します。
- ・県や近隣市町村と連携したサービス評価の仕組みや基準を検討します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
認定調査員の確保	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
必要に応じた研修	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
包括ケア会議	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
継続的なサービスの提供	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

介護予防教室、ボランティアによる介護予防塾の実施	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
基本チェックリストにより対象者把握(二次予防事業)	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

3 健全な財政運営の推進

- ・介護保険料や利用者負担の適正化を推進します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
保険料滞納整理	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
医療給付データとの突合	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

指 標

指標	単位	現状値	目標値（H30）
介護保険事業の啓発（町広報紙・社協広報紙年1回）	回数	1	1
包括ケア会議	回数	1 2	1 2

第5節 障がい者支援の充実

第1項 障がい者福祉の充実

基本方針

障がいがある方もない方も地域でともに暮らすことができるよう、自立活動への支援や在宅福祉対策を充実していくとともに、障がいのある方にも住みやすいまちづくりを進めます。

現状と課題・必要性

- 事故や病気の後遺症などによる障がいのある方の増加とともに、障がいの重度化や障がいのある方の高齢化が進んでおり、個々の障がいに応じた対応が求められています。
- 障害者自立支援法に基づき、障がい者計画及び障がい福祉計画を策定し、身体障がい、知的障がい、精神障がいの3障がいを統一した福祉サービスと町独自の地域生活支援事業を進めるとともに、障がいの早期発見、早期対応などに努めていますが、今後とも障がいの状況に応じて福祉サービスや地域支援事業などの充実を図っていく必要があります。
- 障がいのある人もない人も、ともに生き生きと生活のできるまちづくりをめざし、ユニバーサルデザインに配慮した、だれもが安心して暮らせるまちづくりを進めていく必要があります。

施策と事業

1 障がいの早期発見、早期対応

- ・保健、医療、福祉の関係機関が連携した早期発見・早期治療体制を充実します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30

2 在宅福祉対策の充実

- ・障がいの状況に応じた適切なサービスの提供と在宅福祉サービスを充実します。
- ・障がいのある人が身近な地域でいつでも相談できる体制を充実します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30

3 自立活動の支援

- ・地域作業所を支援します。
- ・地域のなかで自立した生活のできる環境づくりと社会参加を促進します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
地域作業所への支援	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

4 誰もが住みよいまちづくり

- ・地域に根ざした生活者として誰もが助け合い、その人らしい安心で充実した生活が送れるような地域社会基盤を推進します。
- ・ノーマライゼーションの理念に基づく障害のある方に対する正しい理解と認識の普及をします。
- ・公共施設や道路、公的施設（公園・駅前広場等）などのバリアフリー化の推進をします。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
第2次障害福祉計画の策定	町	⇒				
地域住民が支えあうしくみづくり	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
障がい者及びその家庭へのフォロー体制づくり 障がいのある人の働く場の支援	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
バリアフリー化の推進	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

指 標

指標	単位	現状値	目標値（H30）

第6節 地域医療体制の充実

第1項 医療体制の充実

基本方針

安心して適切な医療が受けられるよう、かかりつけ医の普及・定着や不足科目解消、高次医療機関との連携などを図りながら、地域医療体制の強化を推進します。

現状と課題・必要性

- 事故などの緊急時の際に町民が初期活動に対応するため、自動体外除細動器（AED）を役場をはじめとした公共施設等に設置しています。今後も救命講習の開催を進めるとともに、公的な施設への設置を進めていきます。
- 町内の医療施設では、山北、向原地区に集中して、一般診療所が4施設、歯科診療所が4施設あり、一次診療が中心となっていますが、婦人科などの不足科目があり、早急な対応に向けて神奈川県に対し、要請しています。
- 町民が安心して暮らせる環境づくりに向けて、身近な地域でのかかりつけ医の普及や不足科目の解消、二次・三次救急医療体制の充実を図っていく必要があります。

施策と事業

1 医療体制の充実

- ・地域医療体制を充実します。
- ・感染症対策をします。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
山北診療所の運営委託	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
不足診療科目の解消	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
休日や夜間における救急医療体制の充実	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
近隣市町との連携	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

2 救急、災害時医療体制の充実

- ・救急体制を整備します。
- ・ヘリポートの維持管理など災害時の医療救護体制を充実します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
公共施設におけるAEDの設置・維持管理	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
救急救命講習会の開催	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
消防署その他の機関との連携強化	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
DMAT(災害派遣医療チーム)の検討	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
新型インフルエンザ等の対策	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

指 標

指標	単位	現状値	目標値（H30）

第2項 社会保障の充実

基本方針

すべての町民が健康で安定した生活が送れるよう、国民健康保険や後期高齢者医療制度、国民年金制度などの社会保障制度の適正な運用を進めます。

現状と課題・必要性

- 生産人口の減少に伴い社会保障制度を取り巻く環境は大変厳しい状況にありますが、社会保障制度は、すべての町民が生涯を通じて健康で安定した生活を送っていくための制度として、その重要性はますます高まっています。
- 社会保障制度を広報・パンフレットなどを活用し、啓発を進めていますが、引続き社会保障制度の周知や保険税等の滞納者への対応を進めていく必要があります。
- 後期高齢者（長寿）医療制度の推進に向けて、神奈川県後期高齢者医療広域連合との連携を図りながら取り組んでいく必要があります。

施策と事業

1 国民健康保険の充実

- ・人間ドックや健康づくり活動への助成などの保健事業を充実します。
- ・広報などを通じた特定検診や健康診断などの必要性の周知を強化します。
- ・総合的な健康づくりの推進による医療費の削減を推進します。
- ・適正な保険税率の設定と保険税収納率の向上をします。
- ・給付の適正化と財政健全化を推進します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30

2 後期高齢者医療の充実

- ・福祉施策と連携した長寿医療制度（後期高齢者医療）の安定的な運営をします。
- ・医療費の節減による財政健全化を推進します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30

3 国民年金制度の推進

- ・住民サービスの向上を目的とした事務手続きの指導を推進します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30

指 標

指標	単位	現状値	目標値（H30）

第4章 安全安心で住みよいまちづくり（防災・防犯・生活環境）

第1節 災害に強い安全安心のまちづくりの推進

第1項 交通安全対策の充実

基本方針

町民と行政が一体となった交通安全意識や交通マナーの向上を図るとともに、信号機や歩道、カーブミラーなどの交通安全施設の整備や違法駐車対策など、安全な道路環境づくりを進め、交通安全対策を充実します。

現状と課題・必要性

- 町内での交通事故の発生状況も減少傾向となっていますが、モータリゼーションの進展や町民の生活圏の拡大により、自動車等の利用機会が増加しており、より一層の交通安全対策に取り組んでいく必要があります。
- 町民の交通安全意識の向上に向けて、町交通安全対策協議会をはじめ警察署、交通安全協会、交通指導隊などの関係機関と連携を図りながら、交通安全運動や交通安全教室などによる啓発活動を継続して進めており、さらに継続して進めていく必要があります。
- 危険箇所におけるカーブミラーやガードレール、見やすい道路標識の設置など、交通安全施設の整備を進めており、さらに危険箇所への取り組みによる交通事故の未然防止に努めていく必要があります。

施策と事業

1 交通安全意識の向上

- ・町交通安全対策協議会や警察、交通安全協会などと連携した交通安全運動を推進します。
- ・様々な機会を活用した交通安全教育を実施します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
交通安全関係団体との連携強化	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
交通安全運動・啓発活動の充実	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

2 交通安全施設の整備

- ・道路環境を向上させるカーブミラーやガードレールなどの交通安全施設や事故防止用交通看板の整備を推進します。
- ・見やすくわかりやすい道路標識の整備を促進します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
カーブミラーの設置	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
ガードレールの設置	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

3 安全な道路環境づくり

- ・路上駐車や路上への商品陳列などのマナー違反の削減及び啓発をします。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
マナー違反の削減及び啓発	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

指 標

指標	単位	現状値	目標値（H30）

第2項 防災対策の強化

基本方針

町民の生命・財産を守るため、災害に強い安全なまちづくりを進めるとともに、防災意識の啓発や自主防災組織の育成・強化を図り、地域ぐるみの防災対策を充実します。

現状と課題・必要性

- 山北町は丹沢大山国定公園や県立丹沢大山自然公園などの豊かな自然の恵まれた環境を有していますが、市街地に隣接した急傾斜地や急峻な河川が多く、大地震や豪雨などによる災害の危険性も高くなっています。
- 地域防災計画を見直し、町民の防災意識の向上に向けて防災ハンドブックや防災マップの作成、防災センターを活用した防災教育・研修会などを進めています。
- 災害の未然防止に向けて、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の指定とともに町民への周知を図りながら、森林の適切な保全と河川などの整備を進めていますが、町民の安全な暮らしを確保していくために、継続して治山・治水事業に取り組んでいく必要があります。
- 総合防災訓練、自主防災組織の育成・強化などに努めていますが、さらにこうした取り組みを進め町民の防災意識の高揚を図りながら、きめ細かな防災対策を展開していく必要があります。

施策と事業

1 地域防災計画の推進

- ・山間地を多く有する地理的特徴や災害状況を踏まえた地域防災計画を推進します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
地域防災計画の推進	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
地域防災計画の改定	町					

2 治山、治水事業の促進

- ・森林と清流の保全を踏まえた計画的な治山治水事業を促進します。
- ・急斜面地崩壊防止工事を促進します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
急傾斜地崩壊防止（日向地区、用沢地区）	町					

3 防災意識の啓発

- ・ 平常時における防災意識の普及・啓発をします。
- ・ 防災ハンドブックの活用を推進します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
防災教育・防災研修等の実施	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
〃防災ハンドブックの活用	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

4 自主防災組織等の育成、強化

- ・ 防災に関する講習会や防災訓練などの実施による防災リーダーの養成と自主防災組織の育成、強化をします。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
自主防災リーダー等研修会の実施	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
自主防災組織活動の促進	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
防災教育・防災訓練の実施	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
防災資機材等の整備支援	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

5 帰宅困難者対策の充実

- ・ 災害時における観光レクリエーション客も含めた帰宅困難者への適切な情報伝達や避難誘導対策を充実します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
収容対策・移送対策の構築	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

6 震災建築物応急危険度判定士の育成

- ・ 地震で被災した建築物の安全性の調査を行う震災建築物応急危険度判定士の育成をします。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
応急危険判定士の緊急連絡網の作成	町					

7 木造住宅耐震診断の推進

- ・地震に強い安全なまちづくりをめざした木造個人住宅の耐震診断を推進します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
耐震診断の推進	町					

8 土砂災害危険箇所の周知

- ・土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域及び特別警戒区域を周知します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の周知	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

指 標

指標	単位	現状値	目標値（H30）

第3項 消防・救急体制の充実

基本
方針

町民の火災や災害への予防意識の向上を図るとともに、的確かつ迅速に対応できる消防力、救急体制の強化を進めます。

現状と
課題・
必要性

- 町の消防活動は、県西地域2市5町を担っている小田原市消防と14分団から構成される消防団の非常備消防が担っていますが、地形的な特性や広い町域などにより消防活動が困難な地域もみられます。
- 道路などの基盤整備、消防力の近代化や強化、消防設備の充実を進めるとともに、自治会や事業所などの協力を得ながら町消防団員の確保に努めていますが、町民の安全な暮らしの確保に向けて、継続して取り組んでいく必要があります。
- 救急体制は、消防と同様に広域における体制が確立されていますが、出動件数は増加してきていることから高規格救急車の配置や救急救命士の育成、ドクターヘリの活用などによる高度救急体制の強化を図っています。今後もこうした体制の強化を継続して進めていくとともに、AEDを活用した救命講習会などを開催し、応急手当の知識の普及に努めていくことが重要になります。

施策と
事業

1 消防力の強化

- ・常備消防の近代化や消防団との連携を強化します。
- ・消火栓や防火水槽などの消防水利の増設を強化します。
- ・民間企業の協力や町ぐるみによる消防団員の確保をします。
- ・地域の実情に合わせた分団統合の検討をします。
- ・消防団の装備の更新や消防機器を整備します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
小田原市消防本部と町消防団の連携強化	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
消防水利の維持・整備	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
消防団員の確保	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
分団統廃合の検討	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
消防車両等の更新	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

2 火災の未然防止

- ・自治会などが実施する消火訓練等への積極的な支援を実施します。
- ・防火チラシの配布等による火災予防意識を啓発します。
- ・住宅火災報知器の設置を助成します。
- ・山林火災も含めた予防意識の向上を図る積極的な周知を実施します。
- ・小田原市消防や関係機関と連携した林野火災訓練を促進します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
自主防災活動支援	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
防火チラシ等の配布	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
助成の推進	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
火災予防意識の普及・啓発	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
林野火災訓練の促進	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

3 救急体制の強化

- ・高齢化社会や高度医療に対応した救急救助体制を強化します。
- ・救命率の向上、医療機関との連携強化による救急医療体制を充実します。
- ・町民に対する応急手当の知識の普及を推進します。
- ・高齢者見守り・安心機器助成事業をします。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
ドクターヘリの活用	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
備蓄救急医療品の更新	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
救急救命講習会の開催	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

指 標

指標	単位	現状値	目標値（H30）
消防団員の確保	人	197	218

第4項 地域安全対策の充実

基本
方針

地域ぐるみによる防犯活動や防犯意識の向上を図るとともに、防犯灯などの設置を進め、犯罪のない安全なまちをめざします。

現状と
課題・
必要性

- 町民のライフスタイルの多様化に伴い、地域における住民相互の交流や連帯感が希薄化し、地域ぐるみの防犯機能が低下してきているほか、近年の犯罪の低年齢化や悪質な振り込め詐欺などの新たなタイプの犯罪も増加の傾向にあります。
- 地域ぐるみで子どもたちを犯罪から守る「こども110番の家」の実施や防犯指導隊による夜間の防犯パトロールなどのほか、安全・安心まちづくり推進協議会などによる地域ぐるみの防犯活動が展開されています。
- こうした地域による防犯活動を継続的に実施していくとともに、町民の一人ひとりが防犯意識を高め、だれもが安心して暮らすことのできる安全なまちづくりを進めていく必要があります。

施策と
事業

1 地域防犯活動の充実

- ・安全で安心な住みよいまちづくり条例に基づく犯罪の防止や防犯意識の向上と啓発活動を充実します。
- ・地域防犯連絡所の見廻り強化や子どもを犯罪から守る運動を強化します。
- ・犯罪を未然に防止する地域防犯体制を育成します。
- ・誘拐やネット犯罪等から様々な年代の子供達を守るための防犯教室を推進します。
- ・防災無線放送を活用した犯罪情報等を提供します。
- ・携帯電話等を活用した犯罪から子どもを守る体制を整備します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
防犯指導隊活動の推進	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
防犯意識の普及・啓発	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
こども110番の家の充実	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
地域防犯体制の育成・強化	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
防犯教室の開催	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
防犯情報等の提供	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
あんしんメールの普及	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

2 防犯灯の整備

・夜間の犯罪を未然に防止する計画的な防犯灯の設置を支援します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
防犯灯設置助成	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
防犯灯消耗品交換助成	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

指 標

指標	単位	現状値	目標値（H30）
こども110番の家への登録	件	556	600
あんしんメールへの登録	件	2,246	3,000

第5項 安心できる消費生活の確立

基本
方針

豊かで安心できる生活を送れるよう、消費者教育の充実や消費者団体の育成を図りながら、消費者意識の啓発を進めます。

現状と
課題・
必要性

- 消費者ニーズの多様化やインターネットなどの急速な普及に伴って、さまざまな商品が流通することにより、商取引におけるトラブルも多様化・複雑化してきています。
- 消費生活の講習会の開催や冊子の配布、関係機関からの広報誌などを通じて消費者教育を進めており、今後とも継続して進めていく必要があります。

施策と
事業

1 消費者教育の推進

- ・PL法やクーリング・オフなど消費者問題に対する学習機会を確保します。
- ・消費生活に関する情報の収集や提供を充実します。
- ・県及び近隣市町と連携した広域的な相談行政を推進します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
広域による消費生活の活用、支援	広域					

2 消費者団体の育成

- ・自主的活動を促進する消費者団体の支援を実施します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
消費者団体等の設立促進と支援	町					

指 標

指標	単位	現状値	目標値（H30）

第2節 森林と清流を生かした環境にやさしいまちづくりの推進

第1項 自然と共生したまちづくり

基本 方針

人と自然との共生を基本として、自然につつまれた市街地とその周辺が相互に調和しながら、自然や文化・歴史などの地域資源を活用し、環境にやさしいまちづくりを計画的に進めます。

現状と 課題・ 必要性

- 市街地は、山北駅を中心とした既成市街地と南部の市街地から形成されており、その周辺の山の緑や酒匂川の水辺などの自然豊かな環境や資源を生かした魅力あるまちづくりが求められています。
- 山北町は、町域の約9割を広大な森林が占めており、森林の持つ多様な機能に着目し調査研究を行ってきました。森林の活用のひとつとして、健康維持に森林の癒し効果が期待できることから、森林セラピーの活用検討を進め、基地の認定やコースの設定など、人にやさしい「森林ふれあい・健康セラピー」の取り組みを進めていく必要があります。
- 町の玄関口となる山北駅の周辺地区では、健康福祉センターなどの拠点施設の整備により、町の中心としての機能を高めています。周辺の豊かな自然や歴史などの地域資源のネットワークを形成するとともに、東山北駅の周辺地区とあわせて、賑わいの創出や生活利便の強化を図りながら、活力あるまちづくりを進めていく必要があります。
- 有効な土地利用を推進するため、新たに丸山地区、平山地区などを用途地域に指定するなど、自然環境と調和した良好な市街地の形成を進めており、今後も計画的な土地の有効活用を推進していく必要があります。

施策と 事業

1 山北駅・東山北駅周辺活性化の推進

- ・都市基盤の整備や生活サービス機能の誘導による生活拠点を形成します。
- ・自然や文化・歴史的遺産などの地域資源を結ぶネットワークを整備します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
都市マスタープランの推進・進行管理	町					

2 都市計画の推進

- ・都市計画マスタープランに基づく計画的な都市計画事業を推進します。
- ・用途地域の見直しを踏まえた土地の有効利用を促進します。
- ・ハイツ&ヴィラなかがわ跡地の土地活用を推進します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
都市マスタープランの推進・進行管理	町					
用途地域の設定相談	町					

3 自然あふれるまちづくりの推進

- ・花の回廊やハイキングコースの整備を推進します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30

4 環境にやさしいまちづくりの推進

- ・環境基本計画に沿った環境にやさしいまちづくりを推進します。
- ・地球温暖化防止実行計画”やまきたアクションプラン”を推進します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
環境推進会議の開催	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
地球温暖化防止計画の実践	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

指 標

指標	単位	現状値	目標値（H30）

第2項 豊かな自然環境の保全と水質の保全

基本方針

多様な機能をもつ森林の理解を深め、水源の森林づくりをとおして豊かな自然環境を保全するとともに、河川、湖沼などの水質の保全や生態系に配慮した河川等の整備、親水空間の創出を推進します。

現状と課題・必要性

- 町土の約9割を占める森林は、水源地域として水源かん養などの公益的な機能や貴重な野生動物の生息の場や、首都圏の観光レクリエーションの場などのさまざまな機能を有しています。
- これまで地域水源林や合併処理浄化槽の整備などの水源環境保全対策をはじめとして、広く県民の参画による水源の森林づくりに取り組んでいます。さらに町民はもとより、町に関わる人々の森林の持つ機能に認識を深め、森林と清流の環境を守り育む取り組みを充実していくことが重要になっています。
- 町内には酒匂川をはじめ9本の二級河川と丹沢湖があり、護岸の整備や河床の低下対策、丹沢湖の堆積土砂浚渫など積極的に推進しています。今後もこうした対策をさらに充実するとともに、身近な水辺環境の整備や公共水域の水質の保全に関わる諸施策などを進めていく必要があります。

施策と事業

1 水源の森林づくりの推進

- ・景観林を整備します。
- ・地下水質保全対策事業を実施します。
- ・私有林への公的支援をします。
- ・県民参加による水源の森林づくりをします。
- ・公有林化を推進します。
- ・景観林を整備します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
桜やもみじの植栽	町					
造林、下刈、枝打、除伐、間伐	町					
広葉樹林の整備	町					
森林の機能回復	町					
森林の公益的機能のPR	町					
町民の緑化活動の支援	町					

2 野生動物の保護

- ・野生動物のための緑の回廊の整備と保護をします。
- ・野生動物の適正な管理をします。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
県への要望	町					
管理捕獲と有害駆除の調整	町					

3 河川整備の推進

- ・河川整備計画の策定と護岸、河床などの整備を促進します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
県西土木への要望活動	町					

4 小川、河川、湖の環境整備

- ・堆積した土砂を浚渫します。
- ・河川利用者のマナーの徹底や指導を強化します。
- ・地下水質保全対策事業を実施します。
- ・三保ダム集水域以外の浄化槽整備区域における生活排水処理対策をします。
- ・三保ダム集水域における生活排水処理対策をします。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
丹沢湖土砂浚渫	町					
足柄上地区地下水モニタリング実施	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
合併処理浄化槽の整備促進	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
高度処理型合併処理浄化槽の整備	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

指 標

指標	単位	現状値	目標値（H30）
森林ボランティア参加人数	人	20	50
（町設置型）高度処理型合併処理浄化槽の整備数	基	111	130

第3項 地球的視野に立った環境保全への貢献

基本
方針

森林と清流のまちとしての特性を生かし、さまざまな場と機会を通じて環境学習を進めるとともに、独自の地球温暖化防止対策などに取り組み、地球的視野に立った、環境負荷の少ない社会をめざします。

現状と
課題・
必要性

- 地球温暖化をはじめとする地球規模での環境問題が深刻化するなか、世界各国での異常気象による風水害等の被害が拡大しており、環境保全対策への一層の取り組みが町民、事業者、行政それぞれに求められています。
- 森林と清流のまちとして、山北町環境基本条例に基づく環境基本計画や新エネルギービジョンに加え、地球温暖化防止実行計画“やまきたアクションプラン”を策定し、ハイブリッド型街路灯の設置や県生活環境保全条例に基づき事業所への指導などを進めています。
- 環境にやさしい生活スタイルの普及や環境保全対策への取り組み、自然エネルギーの活用などをさらに進め、環境負荷の少ない社会をめざしていく必要があります。

施策と
事業

1 地球温暖化防止対策の推進

- ・やまきたアクションプランを推進します。
- ・CO₂吸収源として都会における山北町の森林づくりを検討します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
地球温暖化防止計画の実践	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
森林ボランティアによる森林整備	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

2 新エネルギー導入の推進

- ・新エネルギービジョンに基づいた特色ある事業を展開します。
- ・個人住宅向け太陽光パネルの設置を促進します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
ハイブリッド型街灯の整備	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

3 総合的な環境教育の推進

- ・学校教育や生涯学習、ホームページなど様々な場面を利用した総合的な環境教育を推進します。
- ・環境教育指導者の育成を検討します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
ごみ拾いを兼ねたカヌー教室の開催	町					

指 標

指標	単位	現状値	目標値（H30）
ハイブリット型街灯の整備	設置数	46	54

第4項 廃棄物の適正処理

基本方針

ごみの分別収集やごみの減量化、再資源化などとともに、ごみ処理の広域化を図りながら、資源循環型社会づくりを進めます。

現状と課題・必要性

- これまでの大量生産・大量消費の経済社会は、天然資源の枯渇、廃棄物の増大などのさまざまな問題の要因となっています。
- 循環型社会の実現に向けて、ごみの発生を押さええていくとともに、住民や企業、行政が一体となって再利用、再資源化に取り組んでいく必要があります。
- 広報紙やホームページなどによる啓発活動を進めながら、可燃ごみをはじめ、不燃ごみ、粗大ごみ、リサイクル品のほか、包装容器リサイクル法に基づくペットボトルやトレイの回収を実施するとともに、家庭用コンポストなどの設置への助成を行い、ごみの減量化と再資源化に取り組んでおり、さらにこうした取り組みを充実していく必要があります。
- 神奈川県ごみ処理広域化計画に基づき、最終処分場の確保をはじめとするごみ処理の広域化についての検討を進めており、さらにこうした取り組みを継続して進めていく必要があります。

施策と事業

1 分別収集の推進

- ・民間業者による業務委託を検討します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30

2 最終処分場の確保

- ・神奈川県ごみ処理広域化計画を踏まえた、広域処理の調査研究を推進します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30

3 ごみの減量化、再資源化の促進

- ・町民や民間事業所へのリサイクルの普及啓発を推進します。
- ・リサイクル活動を支援します。
- ・生ゴミの堆肥化等の推進とホームページ等による啓発をします。
- ・町民リサイクルマーケットを促進します。
- ・コンポストや生ごみ処理機設置家庭へ助成を推進します。
- ・各種団体による資源回収活動への助成を推進します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
ペット・プラ・古紙等の回収	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
アルミ缶等の資源回収団体への助成	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
町民へ助成金の支給	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
ホームページへ掲載	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
リサイクルマーケットの実施	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
コンポストや生ごみ処理機設置家庭への助成金の支給	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

4 ごみ処理広域化の推進

- ・神奈川県ごみ処理広域化計画に基づき、広域化計画を推進します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
足柄上地区において資源循環型処理施設の整備を検討	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

指 標

指標	単位	現状値	目標値（H30）

第5項 環境衛生の向上

基本方針

だれもが快適に暮らせるよう、不法投棄の防止や有害虫の駆除、ペット対策などの環境衛生活動を進めます。

現状と課題・必要性

- 本町は森林と清流のまちとして豊かな自然環境を有していますが、ごみのポイ捨てや廃棄物の不法投棄なども多く深刻な問題となっています。
- 自動車リサイクル法や家電リサイクル法、PCリサイクル法の施行に伴い、自動車部品等の再資源化が進む一方で、廃棄自動車や廃家電製品等の不法投棄の増加が懸念されています。
- 観光客のマナーの向上の促進、広報紙やホームページ、クリーンキャンペーンや不法投棄撲滅キャンペーンなどによる啓発活動を進めるとともに、関係機関との連携を図りながら不法投棄などに対するパトロールを強化しています。さらに、こうした取り組みを充実していく必要があります。
- ペットの飼主のマナーの向上に向け、広報紙、ホームページなどによる啓発活動を実施していますが、さらに継続してこうした取り組みを進めていく必要があります。

施策と事業

1 不法投棄の防止

- ・関係機関による不法投棄監視員制度を活用した不法投棄防止パトロールを推進します。
- ・不法投棄を抑制する環境づくりを推進します。
- ・関係機関と連携したクリーンキャンペーンや不法投棄撲滅キャンペーンを推進します。
- ・森林と清流を保全する不法投棄防止の啓発活動を推進します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
年間を通じて監視報告を受付	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
看板の設置 職員によるパトロールの実施	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
年2回(丹沢大山・酒匂川・町内統一クリーン)の実施	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

2 有害虫の駆除

- ・有害虫の駆除対策をします。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
ヤマビル対策薬剤の配布	町					

3 ペット対策の充実

- ・動物愛護思想の普及を推進します。
- ・飼い主のマナーの向上にむけた啓発活動を推進します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
マナー看板の配布・広報掲載	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

指 標

指標	単位	現状値	目標値（H30）

第6項 快適な環境の創造

基本方針

公害の未然防止に努めるとともに、環境問題に対する啓発活動を推進し、快適な環境づくりを進めます。

現状と課題・必要性

- 快適な環境づくりに向けて、各種団体による花壇整備などの花いっぱい運動や環境美化運動が展開されていますが、さらに全町域にこうした運動を広げていくことが重要です。
- 神奈川県生活環境保全条例に基づき、町内の事業所に対して指導や監視、観測などを実施し、公害の未然防止に努めており、継続してこうした取り組みを進めていく必要があります。
- 地球規模での環境問題への理解を深めていくために、学校への出前講座をはじめ、環境イベントやセミナーなどの環境教育を実施していますが、引き続き環境教育を進め、学校、家庭、事業所など、それぞれの立場における環境対策に取り組んでいく必要があります。

施策と事業

1 環境問題に対する指導、啓発

- ・県生活環境保全条例に基づく事業所の監視活動及び指導等を実施します。
- ・野焼きの禁止やペットの飼い方等広報誌への掲載等による啓発活動を推進します。
- ・ごみについて学校や家庭、事業所等を巻き込んだ環境教育の学習を充実します。
- ・花壇の整備等、花いっぱい運動など環境美化運動を推進します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
県と合同で事業所への立入検査	町・県	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
町内小学生の環境センターの見学	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
地域の身近な公園・緑地等に草花を植栽する団体へ苗木等の支給	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

指標

指標	単位	現状値	目標値（H30）

第7項 葬祭施設の整備

基本
方針

広域斎場の建設とともに、関係市町村による適正な施設運営を進めます。

現状と
課題・
必要性

- 葬祭施設は住民生活において必要不可欠な施設であり、重要な公共サービスを担う施設です。
- 県西地区2市5町での広域斎場建設協議会で広域斎場への建設、運営に向けた取り組みを進めており、引き続き平成23年度以降の建設供用開始に向けた準備と斎場の運営に努めていく必要があります。

施策と
事業

1 広域斎場の建設

- ・広域斎場の建設を推進します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
小田原市斎場事務広域化の推進	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

指 標

指標	単位	現状値	目標値（H30）

第3節 暮らしやすいまちづくりの推進

第1項 良好な住宅地の確保

基本 方針

豊かな自然環境と調和した良好な住宅地の開発・誘導や町営住宅の整備を図りながら、定住につながる良好な住宅地づくりを進めます。

現状と 課題・ 必要性

- 新たな住宅地等の開発に対しては開発指導要綱に基づいて適正な指導を進めています。
- 平山地区などに用途地域・地区計画を指定し、土地の有効利用に向けて雇用の場と住宅供給の一体的な整備を進めています。
- （改訂）第2次土地利用計画に基づき、既存市街地に点在する空地などの未利用地の利用や特定地域の利用検討ゾーンや利用検討ゾーン予定地の土地利用転換を図りながら良好な住宅地の確保に努めていく必要があります。
- 都市計画区域外の集落地では、自然豊かな森林と清流の保全と調和に配慮しながら、適切な整備を図っていく必要があります。
- 町営住宅においては、住宅マスタープランに基づき、中堅所得者住宅の建設や老朽住宅の用途廃止などを進めていますが、さらに計画的な建て替えや用途廃止などを適正に進め、高齢者や障害のある方、若者・中堅所得層などに対応した施設整備が求められています。

施策と 事業

1 住宅地の整備

- ・住宅マスタープランに基づく面的整備や道路整備などの都市基盤整備を推進します。
- ・民間宅地開発の適切な誘導をします。
- ・未利用地公有地の宅地化の推進をします。
- ・住宅地域を中心とした道路整備やオープンスペースの確保によるゆとりある居住環境を形成します。
- ・空き家情報等を提供します
- ・定住総合対策制度を推進します。
- ・便利で快適な住環境の整備を推進します。
- ・民間活力を活用した定住施策を総合的に推進します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
住宅マスタープランにより整備推進	町					
未利用地公有地の住宅化推進	町					
やまきた定住相談センター事業	町					
空家の活用	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
定住相談に関するワンストップサービス	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

2 町営住宅の整備

- ・住宅マスタープランを推進します。
- ・P F I 等を活用した町営住宅整備を推進します。
- ・老朽化した町営住宅解体を推進します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30

指 標

指標	単位	現状値	目標値（H30）

第2項 上水道の整備

基本方針

水質や水量の確保、水道施設の整備、管理体制の強化を図りながら、住民が安心して利用できるおいしい水の供給を進めます。

現状と課題・必要性

- 上水道は、水道事業計画に基づき計画的な事業運営を図りながら安定した水を供給しています。
- 町民への安全でおいしい水の安定供給に向けて、水道管布設替え事業、計装機器類等の整備など、計画的に施設の整備や更新を進めていく必要があります。
- 災害時や非常事態に対する広域的な応急体制の強化や、多様化したニーズに対応した供給サービスの向上を図る必要があります。

施策と事業

1 水質の確保

- ・水質の保全と安心して飲める水の供給・確保をします。
- ・適切な浄水処理と給配水過程における水質保全を推進します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
水源整備による水質の確保	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
適切な維持管理による水質の保全	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

2 水量の確保

- ・水源の確保と配水池の整備を拡充します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
水源及び配水池の整備・拡充	町					

3 水道施設の整備

- ・石綿管から耐震管への布設替えを実施します。
- ・町営水道以外の施設の整備を支援します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
安洞地区等布設替え	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
地区水道への支援	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

4 管理体制の強化

- ・中央集中監視システムの拡充・更新をします。
- ・浄水場維持管理の民間委託を推進します。
- ・緊急時における復旧体制を強化します。
- ・非常時における事業用井戸所有者との協定連携体制を確立します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
テレメーター装置拡充・更新	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
浄水場維持管理の民間委託推進	町		⇒	⇒	⇒	⇒
復旧用資器材の確保	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
井戸所有者との協力協定締結	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

5 住民サービスの向上

- ・水質等に関する情報を提供します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
町民等への広報・啓発	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

指 標

指標	単位	現状値	目標値（H30）
テレメーター子機更新	箇所	1	6
水質基準値以下の確保	%	100	100

第3項 生活排水処理施設の整備

基本
方針

公共下水道や合併処理浄化槽の整備、農業集落排水事業など、地域の特性に合った効率的な事業を進めながら、衛生的で快適な環境づくりをめざします。

現状と
課題・
必要性

- 下水道は、豊かな森林と清流の守り、公共用水域の水質の保全・維持を進めることにより、町民の衛生的で快適な住環境を確保していく上で重要な役割を果たす施設です。
- 生活排水処理基本計画に基づき、市街地及びその周辺は酒匂川流域公共下水道として整備を進めるとともに、丹沢湖集水域における町設置型高度合併処理浄化槽の整備事業などを進めています。
- 地域の特性に応じた公共下水道事業をはじめとして、下水道計画区域外での合併処理浄化槽設置事業などを計画的に進めていく必要があります。
- 総合的な生活処理排水体系のなかで、その他の下水道事業との連携を図りながら、し尿処理体制の適正化を図っていく必要があります。

施策と
事業

1 公共下水道の整備

- ・計画的な汚水・雨水の排水対策を推進します。
- ・供用区域内の水洗化率を向上します。
- ・地震対策と合わせた老朽下水管の調査を整備します。
- ・経営の効率化や健全化による適正な料金の見直しをします。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
国道 246 号、安洞地区污水管路整備	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
原耕地・前耕地地区雨水排水対策	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
広報、各戸訪問による加入促進	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
長寿命化計画策定	町		⇒	⇒	⇒	⇒
公営企業法適用の検討	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

2 計画的な事業の推進

- ・新東名高速道路建設に伴い皆瀬川水源取水施設を移設します。
- ・水道施設耐震化調査等を実施します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
認可変更、詳細設計、水源仮設工事	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
丸山配水池、皆瀬川浄水場急速ろ過池	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
皆瀬川浄水場沈澱池	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

3 合併処理浄化槽の整備

-
-
-

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30

4 し尿処理の適正化

- ・し尿処理施設の維持・補修をします。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
足柄上衛生組合への負担金支出	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

指 標

指標	単位	現状値	目標値（H30）

第4項 美しい景観の形成

基本
方針

豊かな自然環境の保全とともに、自然や歴史と調和した施設や景観づくりを進めながら、美しく魅力ある街並みづくりを進めます。

現状と
課題・
必要性

- 本町の有する森林と清流の豊かな自然は、町民をはじめとして町を訪れる人々に、四季折々の美しい景色を楽しませてくれる町の魅力的な資源となっています。
- 豊かな自然を守り、生かしていくために景観ガイドラインを策定し、再生アスファルトを利用した道路整備、道路のデザイン化や沿道の緑化、山北駅周辺の景観整備などを進め、魅力のある街並みづくりに取り組んでいます。
- 本町の豊かな自然を生かし、個性的で魅力ある景観づくりに向けて、町民一人ひとりの身近な取り組みを全町的に広げていく必要があります。

施策と
事業

1 景観ガイドラインの推進

- ・景観づくりの指針となる景観ガイドラインを推進します。
- ・道路沿道の緑化、透水性舗装の整備などデザイン性の高い公共施設整備を推進します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30

2 自然景観の保全と創造

- ・ ●●●●●●●●
- ・ ●●●●●●●●
- ・ ●●●●●●●●
- ・ ●●●●●●●●

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30

3 自然や歴史と調和した施設・景観の整備

・ハイブリッド型街灯整備を推進します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30

指 標

指標	単位	現状値	目標値（H30）

第5項 公園・緑地の整備

基本方針

森林と清流の豊かな自然環境を生かし、町民のだれもが憩える場となる身近な公園から地域の特性を生かした歴史公園、緑地などの整備を進めます。

現状と課題・必要性

- 山北町は丹沢大山国定公園や県立丹沢大山自然公園、自然環境保全地域などが指定され、豊かな自然環境が守られています。
- 市街地における都市公園の整備や三保地区における箒杉公園の整備など、町民にとっての身近な憩いの場づくりを進めてきています。
- 今後も、都市計画マスタープランや緑の基本計画に基づきながら、住民の身近な街区公園をはじめとして河村城址歴史公園の整備、県立山北つぶらの公園（仮称）の整備促進を進めていく必要があります。
- 身近な憩いの場となる寺社林や境内林などのまとまりのある緑地の維持に努めていくとともに、地域の特性を生かした公園・緑地の整備や自然あふれるせせらぎの小川などの水辺の整備とそれらを結ぶ散策路によるネットワーク化を図っていく必要があります。

施策と事業

1 住区基幹公園の整備

- ・緑の基本計画などに基づく計画的な住区基幹公園の整備を推進します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
住区基幹公園の整備推進	町					

2 河村城址歴史公園の整備

- ・河村城跡史跡整備計画に基づく公園整備を推進します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
河村城址歴史公園整備	町					

3 県立都市公園の整備促進

- ・県立山北つぶらの公園（仮称）の整備を促進します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
神奈川県による「山北つぶらの公園（仮称）」整備	県					

4 緑地の保全

- ・積極的な緑地の保全による憩いの空間づくりをします。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
神奈川県による「山北つぶらの公園（仮称）」整備の促進	町					

5 緑のネットワーク化の推進

- ・ ●●●●●●●●
- ・ ●●●●●●●●
- ・ ●●●●●●●●

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30

指 標

指標	単位	現状値	目標値（H30）

第4節 土地の有効活用

第1項 活用と保全の調和した土地の有効利用

基本 方針

均衡ある町土の発展をめざし、「定住対策の促進」と「自然環境の保全・活用」を柱として、総合的かつ計画的な土地利用を推進します。

現状と 課題・ 必要性

- 森林と清流のまちとして、豊かな自然と調和した地域の活性化をめざして、（改訂）第2次土地利用計画を策定し、「定住対策の促進」と「自然環境の保全・活用」を重要な柱として土地利用の方針を定め、土地利用に関する基本条例を適切に運用しながら、計画的な土地利用を推進しています。
- （改訂）第2次土地利用計画に基づき、産業立地対策や観光施策を積極的に推進するとともに住宅・宅地の誘導、生活利便の強化、産業立地対策の推進、観光施設の充実を軸に、定住・交流などによる定住促進のための総合的な対策を推進する必要があります。

施策と 事業

1 総合的、計画的な土地利用の推進

- ・第3次土地利用計画に基づいた計画的な土地利用を推進します。
- ・市街地や周辺地域、中山間地域、自然公園地域の特性を生かした都市基盤整備を推進します。
- ・新東名高速道路建設工事に連携した土地の有効利用をします。
- ・地籍調査を推進します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
第3次土地利用計画に基づく計画的な土地利用の推進	町		⇒	⇒	⇒	⇒
土地利用に関する基本条例の適正な運用	町		⇒	⇒	⇒	⇒
国、県の各種補助制度を活用した都市基盤整備の推進	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
新東名残土を利用し山北 SIC を整備し、周辺地域の土地活用を推進する	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
地籍調査事業	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

2 エリア別土地利用の推進

- ・職住一体型の工業用地を整備します。
- ・アクセス拠点としての優位性を活用した企業立地を促進します。
- ・山砂利採取を促進します。
- ・砂利採取跡地等における広域交通拠点の整備を促進します。
- ・高松地区のアクセス道路計画を推進します。
- ・畜産業の集約化と交流・観光型産業の誘致を検討します。
- ・交流人口の拡大と新規居住者の受け入れを促進します。
- ・三保ダム・丹沢湖周辺における多様な主体の参加・連携による交流拠点の拡充整備を推進します。
- ・国有林等の森林空間を活用した林業体験やレクリエーション施設の整備とネットワーク化をします。
- ・生活拠点として定住を促進する山北駅・東山北駅周辺を整備します。
- ・駅隣接型の若者向け住宅の整備を検討します。
- ・住宅・宅地の誘導を促進します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
丸山地区、平山工業団地の未利用地の活用を推進	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
新たな工業用地の整備を検討	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
新東名山北 SIC 周辺への企業誘致の推進	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
川西、谷ヶ地区の山砂利採取を促進	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
生活利便性や産業振興を図るため、アクセス道路の整備を推進	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
高松地区に畜産業を集積するとともに、観光交流も期待できる様々な産業誘致を検討	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
山北つばらの公園を新たな観光拠点として交流人口の拡大を図るとともに、簡保レク用地の土地利用を推進	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
鍛冶屋敷、古宿地区への新規居住者の受け入れを検討するとともに、旧共和小学校を地域コミュニティの拠点とし、地域の活性化を図る	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
ハイツ&ヴィラなかがわ跡地を地域活性化拠点施設として整備を推進	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
東山北 1000 まちづくり基本計画の推進	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
山北駅北側元気づくりプランの推進	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
定住相談センター事業及び住まいづくり応援制度の推進	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

指 標

指標	単位	現状値	目標値（H30）
空家バンクの成立及び新築祝い金等の交付	件	68	128

第5節 利便性の高い交通基盤の整備

第1項 公共交通機関の充実

基本方針

通勤や通学、観光レクリエーション客など、だれもが利用しやすい、だれにもやさしい公共交通ネットワークの強化・充実と駅周辺整備を関係機関と連携しながら推進します。

現状と課題・必要性

- 公共交通機関は、御殿場線と富士急湘南バスが運行されているほか、生活交通確保対策として町内循環バスを運行しています。また、新たな試みとして清水、三保地区で高齢者等タクシーの運行、共和地区では地域住民の自主的な福祉バスの運行を始め、通学や通院など多目的に活用されています。
- 路線バスは国庫補助制度を活用し、路線の維持に努めていますが、平成19年から新松田駅・山北駅線を中心に数回の減便が行われました。
- 御殿場線は、運行本数が少ないことなどから利用者も減少しつつありますが、輸送力増強や、特に、ICカードを利用できるよう各方面に陳情や要望活動を実施する必要があります。
- 町民意向調査においても依然として交通の利便性の向上が重要な施策として求められており、鉄道輸送力の増強や路線バスの維持をはじめ、利用しやすい駅及び駅周辺の整備や町内循環バスや地域交通の利便性の向上などの取り組みを、関係機関と連携しながら進めていく必要があります。

施策と事業

1 鉄道、バス利用の向上

- ・御殿場線の利便性向上を促進します。
- ・ICカードの導入促進による利便性向上を促進します。
- ・バス交通の利便性向上を促進します。
- ・コミュニティバス運行を推進します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
沿線活性化事業の推進	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
町内循環バスの運行	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
福祉タクシーの運行	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
高速バス停留所周辺の環境整備の推進	町					

2 駅及び駅周辺の整備

- ・山北駅周辺の桜並木を整備します。
- ・三保ダム、丹沢湖、中川温泉への玄関口としての谷峨駅周辺の整備を推進します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
山北駅駅舎活用事業	町					
観光案内の充実	町					
桜の木の維持管理	町					

指 標

指標	単位	現状値	目標値（H30）
町内循環バス利用者	人	40,000	44,000

第2項 幹線道路の整備

基本
方針

高速道路網やインターチェンジの整備をはじめ、広域交流圏の形成を踏まえた東西・南北方向の幹線道路の整備を促進し、産業などの日常的な諸活動の広域化や観光などの交流を支える交通基盤の強化をめざします。

現状と
課題・
必要性

- 国道246号は、瀬戸地区の山北バイパスが完成し、向原バイパスは平成22年3月完成をめざして整備が進められています。
- 平成18年から東名鮎沢PAにおけるスマートインターチェンジ調査研究会を設置し、研究会としての最終報告に向けた検討を進めています。
- 平成17年度から（仮称）小田原甲府線整備計画調査研究会を設置し、ルートの特定など、具体化に向けた検討を進めています。
- 東名高速道路の渋滞解消のために計画された新東名自動車道は、平成18年に事業実施が決定され、新たな仕組みのなかで平成32年の完成をめざすこととしており、インターチェンジの設置及び工事残土処分による土地利用を含めた砂利採取跡地などの活用の検討を進めていく必要があります。
- 広域交流圏の形成を踏まえ、東西及び南北方向の幹線道路ネットワークの形成をめざし、高速道路や国道、県道の整備を促進する必要があります。

施策と
事業

1 高速道路の整備促進・インターチェンジの設置

- ・東名高速道路の交通渋滞の解消や防災機能を備えた新東名高速道路の整備を促進します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
町民及び中日本高速への支援業務	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
新東名山北 SIC の整備	道路事業者	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

2 国道の整備促進

- ・景観形成に配慮した道路改良を促進します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
国道246号バイパスの整備促進	国					

3 県道の整備促進

- ・（仮称）酒匂縦貫道路の整備を促進します。
- ・主要地方道 7 4 号（小田原山北）の狭あい部改良による機能の向上を促進します。
- ・主要地方道 7 6 号（山北藤野）の狭あい部分の改良と未整備区間の整備を促進します。
- ・一般県道 7 2 1 号（東山北停車場）などの整備を促進します。
- ・酒匂川管理用道路の整備を促進します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
（仮称）酒匂縦貫道路の整備	県					
山北小田原線の整備促進	県					
山北藤野線の整備促進	県					
東山北停車場線の整備促進	県					
酒匂川左岸道路の整備促進 酒匂縦貫道路延伸の促進	県					

4 広域幹線道路等の整備促進

- ・富士・箱根・伊豆（S K Y）交流圏を形成する幹線道路の整備を促進します。
- ・県域を越えた広域幹線道路の整備を促進します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
町民及び中日本高速への支援業務	町					
広域幹線道路整備の促進	町					

指 標

指標	単位	現状値	目標値（H30）

第3項 生活道路の整備

基本
方針

安全で安心な通行と土地の有効利用を促進するため、地域の特性に応じた生活道路として、町道や農道、林道の整備を計画的に推進します。

現状と
課題・
必要性

- 身近な道路である町道は狭い場所が多く、交通量も増加していることから、安全に通行できるよう計画的な改良整備と維持修繕を進めていますが、さらに土地の有効利用の促進などに配慮し、道路網の整備を計画的に推進していく必要があります。
- 老朽化する道路橋に対応した橋梁の長寿命化計画を策定し、耐震に配慮した修繕や計画的な整備を進め、地域の道路網の安全性・信頼性を確保していく必要があります。
- 山間地域の集落では、農林道も生活道路の役割を担っていることから、その整備をさらに充実していく必要があります。

施策と
事業

1 町道の整備

- ・既存道路の改良整備を推進します。
- ・土地の有効活用を促す計画的な道路整備を推進します。
- ・橋梁の長寿命化計画の策定と耐震に配慮した整備を推進します。
- ・新東名高速道路工事用道路の建設を促進します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
社会資本整備交付金事業 道路新設・改良工事	町					
橋梁長寿命化修繕計画	町					
新塩沢橋（仮称）整備	町					

2 農林道の整備

- ・農林道を整備します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
用沢古田農道新設	町		⇒	⇒		
比奈窪橋耐震補強	町	⇒	⇒	⇒		
向河原橋改修	町					
市間農道新設	町		⇒			

指 標

指標	単位	現状値	目標値（H30）
橋梁長寿命化	橋数	1	13
用沢古田農道新設	延長距離	0	320

第4項 道路環境の整備

基本方針

だれにでもやさしい安全で快適な道路環境の整備に向けて、ユニバーサルデザインの視点に立って、狭あい道路や歩道の段差の解消などに取り組むとともに、自然と親しめる散策道の整備やサイン計画を推進します。

現状と課題・必要性

- 町民の日常生活や災害時に支障をきたすことのないよう、地域の状況に応じて緊急車両の通行などに配慮した幅員の確保や歩道の段差解消などを進めていますが、さらにユニバーサルデザインの視点に立って、だれにでもやさしい安全で快適な道路環境を整備していく必要があります。
- 自然にやさしい道路整備として歩道の透水性舗装の整備を進めていますが、今後も自然や生態系に配慮しながら道路整備を図るとともに、豊かな自然と気軽に親しめる散策路などの整備を推進していく必要があります。
- 豊かな自然や文化・歴史などの地域資源を生かし、にぎわいや回遊性を高めていくため、自然と景観に調和したわかりやすいサイン計画を推進していく必要があります。

施策と事業

1 安全、快適な道路環境の整備

- ・緊急車両の通行等に支障がある狭あい道路の整備を推進します。
- ・歩車道分離や歩道の段差解消など高齢者や障害のある方も安心して利用できる道路環境を形成します。
- ・沿道の植栽や道路景観のデザイン化などによる快適な道路環境を整備します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
狭あい道路拡幅整備	町					

2 自然にやさしい道路環境の整備

- ・ ●●●●●●●●
- ・ ●●●●●●●●
- ・ ●●●●●●●●

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30

3 サイン計画の推進

・ 自然と調和した特徴ある道路空間を演出するサイン計画を推進します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30

指 標

指標	単位	現状値	目標値（H30）

第5章 地域の魅力を高める活力あるまちづくり（産業振興）

第1節 活力と魅力ある農林業の振興

第1項 農業の振興

基本方針

地域に根ざした生産組織や担い手の育成、生産基盤の充実を図るとともに、他産業との連携や都市住民との交流などを推進し、付加価値の高い特色ある交流・観光農業の振興をめざします。

現状と課題・必要性

- 農業は重要な基幹産業であり、主に中山間地域において銘茶「足柄茶」をはじめ、みかんやうめ、キウイフルーツなどの果樹の生産を中心に進められています。
- 地形の制約等から大規模な機械化などが難しく、農業従事者の高齢化や担い手不足の深刻化、遊休農地の拡大などが進んでおり、鳥獣被害の対策も課題になっています。
- 安定した農業経営に向けて、中核農家をはじめとする担い手の育成や地域営農の組織化、特産品の開発に努めるとともに、農道や用水路などの生産基盤の整備や生活環境の整備などを進めており、さらにこうした施策を継続していく必要があります。
- 特に、清水ふれあいセンターをはじめとする高齢者女性活動施設などを中心に、茶の改植、大豆などの基幹作物の導入と遊休農地の活用などを進めていますが、今後は、茶の増産をはじめ、増加する遊休農地の活用や農地の流動化などを地域ぐるみで対応していく必要があります。
- 特色ある農業の振興をめざし、環境保全型農業や地産地消に取り組むとともに、地域住民や都市住民との交流の場として、オーナー制みかん園の取り組みや学童農園・市民農園の実施などを進めており、さらに食の安全や環境に配慮した生活者のニーズ、信頼に応える農業の振興と地域特性を生かしたグリーンツーリズムの取り組みを推進する必要があります。

施策と 事業

1 安定した農業経営の確立

- ・担い手となる経営農家の認定と育成を推進します。
- ・女性の経営への参画を促進します。
- ・新規就農者の農業従事の促進と育成をします。
- ・生産者と消費者との交流を推進します。
- ・「食」を提供する場と機会の創出、指導体制を整備します。
- ・生産組織・組織経営の育成・誘導をします。
- ・地区・集落を越えた相互連携を強化します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
認定農業者の発掘	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
家族協定締結の促進	町					
定年帰農者の支援	町					
オーナーみかん	町					
市民農園の整備・充実	町					
地産地消の推進	町					
オリーブの導入	町					
地域間の連帯を推進	町					
直接支払制度	町					
グリーンティー助成	町					
産業まつり拡大	町					
山北ブランドの認定基準の整備	町					

2 農地の保全と農業基盤の整備

- ・農業振興地域整備計画を定期的に見直し、推進します。
- ・農村振興基本計画を推進します。
- ・用水路の整備を推進します。
- ・有害鳥獣被害防止対策を推進します。
- ・農地集積・経営規模の拡大を促進します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
大蔵野用水取水口改修	町		⇒			
防護柵設置（安洞）	町				⇒	⇒
防護柵設置（平山）	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
防護柵設置（嵐）	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
遊休農地の活用	町					

3 特色ある農業の振興

- ・生産資材の低投入技術の開発・普及をします。
- ・不用になった農業用化学資材の回収システムを促進します。
- ・農村交流活性化施設の活用を推進します。
- ・直販所ネットワークの整備を促進します。
- ・農地を保全します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
特別栽培農産物の促進	町					
処理費助成	町					
グリーンツーリズム	町					
観光業との連携によるツアー開発	町					
直売協議会の運営	町					
ビニールハウス栽培の推奨	町					
直接支払制度	町					

指 標

指標	単位	現状値	目標値（H30）
防護柵設置（安洞）延長距離	m	0	400
防護柵設置（平山）延長距離	m	0	1,000
防護柵設置（嵐）延長距離	m	0	1,500

第2項 林業の振興

基本
方針

自然環境の保全や水源かん養機能など森林の担う重要な役割を踏まえ、森林を楽しむ場などの多様な森林利用を進めながら、水源の森林づくりや特色ある林業の振興を図ります。

現状と
課題・
必要性

- 水源地域として、また地球環境保全の視点から、森林の持つ水源かん養などの多面的な公益的機能を継続的に守り育んでいくことが求められており、将来にわたり良質な水を安定的に確保するために、県では県民税の超過課税を導入し、県民や市町村の協力のもと、水源環境の保全・再生に取り組んでいます。町では、この交付金を活用し森林の整備に取り組んでいます。
- 国有林や県有林をはじめ森林のもつ健康づくりや癒しの機能を活用し、地域活性化を図るために「森林ふれあい・健康セラピー研究会」を設置し、セラピーロードのあり方など、具体化に向けた取り組みを進めています。
- かながわ水源環境保全・再生施策大綱や森林整備計画などに基づき、森林所有者との協力協約締結などによる枝打ち・間伐、造林などの実施や林業体験を通じた林業指導者の育成、林道などの基盤整備、町産木材利用などを実施するとともに、森林を利用したさまざまな学習、交流の場の整備、マイタケ等の特用林産物の生産・販売体制の充実などを図っています。
- 今後もこうした水源の森林づくりや林業基盤の整備、多様な森林利用などの取り組みを進めていく必要があります。

施策と
事業

1 水源の森林づくり事業の推進

- ・公益的機能の高い森林づくりを推進します。
- ・森林の大切さを伝える事業を充実します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
協力協約の締結	町					
広葉樹林の整備	町					

2 林業基盤の整備と林業の活性化

- ・町産木材を利用した芸術活動等を支援します。
- ・森林組合の育成を支援します。
- ・地域ぐるみの森林整備を推進します。
- ・林業後継者の育成を支援します。
- ・木材の付加価値化を推進します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
間伐材の活用支援	町					
自立への支援を検討	町					
地域林業形成促進事業	町					
里山整備人材育成事業	町					
木製品の生産加工施設の設置	町					

3 多様な森林利用の推進

- ・都市住民との交流の場の整備、活用を促進します。
- ・特産品の生産、流通を推進します。
- ・国有林ふれあいプロジェクト構想を推進します。
- ・森林ふれあい・健康セラピーロードの整備を推進します。
- ・森林を活用した様々な学習・観光・レクリエーション活動などの場の整備を促進します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
「仮称」なえぎの学校整備	町		⇒	⇒	⇒	⇒
しいたけ等原木栽培	町					
セラピーロードの維持管理	町					
セラピーロードの拡充整備	町					

4 水源環境保全・再生事業の推進

- ・丸山・浅間山の森林整備を推進します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30

指 標

指標	単位	現状値	目標値（H30）
「仮称」なえぎの学校利用者数	人	281	400

第3項 畜産業の振興

基本
方針

高松地区畜産団地等整備構想や大野山乳牛育成牧場の活用を推進し、畜産農家の経営基盤の強化や事業の共同化などを促進しながら、付加価値の高い製品開発と販売の拡充など、安全で安心できる畜産業の振興をめざします。

現状と
課題・
必要性

- 畜産業は、町内農業系生産額の約 33%を占め、足柄牛のブランド化も成果を上げていますが、後継者不足や飼料の高騰、市場条件の悪化など、依然として厳しい状況下にあります。
- 酪農・肉用牛生産近代化計画に基づき、生産性の向上と高品質の牛乳・牛肉の安定確保のために乳牛・和牛の優良系統種付けへの助成や家畜排泄物処理法を踏まえた営農環境の向上、作業や機械利用などの共同化などを促進するとともに、畜産経営規模の拡大のために高松地区畜産団地等整備構想を策定し、その推進のための調整を行っています。
- 経営者の意向の把握に努めながら、素牛導入に対する助成や事業の共同化、加工食品づくりの支援などを進めるとともに、高松地区畜産団地等整備構想の推進や環境保全型農業と連携した体制の強化、さらに大野山乳牛育成牧場を活用した特色ある畜産業の振興を図る必要があります。

施策と
事業

1 営農環境の向上

- ・ 高能率的経営を促進します。
- ・ 付加価値のある国産和牛の飼育支援と生産体制を強化します。
- ・ 事業共同化を促進します。
- ・ 生産力を向上します。
- ・ 加工食品化、ブランド化を促進します。
- ・ 土づくりなどの有効活用を推進します。
- ・ 乳牛の改良や和牛の優良系統への転換を促進します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
種付け助成	町					
高能力乳牛の導入	町					
飼育管理技術向上支援	町					
労働力不足軽減のための連帯	町					
施設の集合化	町					
地域内一貫生産体制の確立	町					
堆肥共同利用施設整備	町					
高松地区産業団地の検討	町					

2 大野山乳牛育成牧場の活用

・特色ある畜産業を促進します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
大野山牧場・まきば館の調整						

指 標

指標	単位	現状値	目標値（H30）

第4項 水産業の振興

基本
方針

森林と清流のまちにふさわしい観光レクリエーションの資源として、増殖事業の強化や養殖事業、加工食品化などへの支援を図るとともに、淡水魚を活用したイベントなどを支援し、内水面漁業の振興をめざします。

現状と
課題・
必要性

- 丹沢湖へのワカサギの放流などを実施し、冬季の釣りなどの観光レクリエーション資源になっていますが、ワカサギの孵化、放流事業を充実するとともに、環境整備公社との連携により、遊船事業の活性化につながる取り組みを進める必要があります。
- ヤマメやマス、スッポンの養殖が行われており、道の駅や旅館等の調理品として活用していますが、養殖事業や加工食品などを町の特産品としての開発への支援について検討する必要があります。

施策と
事業

1 増殖事業の強化

- ・丹沢湖におけるワカサギの孵化事業の充実による冬季の観光事業を推進します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
丹沢湖におけるワカサギの孵化、放流への支援	町					

2 養殖業の振興

- ・加工食品化の推進と郷土料理としての活用をします。
- ・ヤマメ、マス、スッポンの養殖業水産物の特産化、支援方法を検討します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
山北ブランドの宣伝	町					

3 淡水魚の活用・PR

- ・川魚の食材利用の促進と淡水魚の生態を維持したレジャーの場を創出します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
淡水魚の活用の検討	町					

指 標

指標	単位	現状値	目標値（H30）

第2節 6次産業化の促進

第1項 勤労者対策の推進

基本方針

時代の流れと、就業形態に即した雇用環境の整備を図るため、関係する法律や制度の内容を広報するとともに、情報を収集し、働きやすい環境づくりに努めます。

また、雇用の安定を図る取組を進めていくとともに、新たな雇用の創出に努めます。

現状と課題・必要性

- ニートやフリーターなど、正社員として働きたくても働けない若者が増加し、社会問題となっています。
- 団塊の世代以降の退職、元気な高齢者の増加にともない、働きたい人が増加していることから職場環境の整備が必要になっています。
- 勤労者の多様な働き方や権利を保障する動きが活発であり、労働基準法を始めとして、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働者派遣法、短時間労働者の雇用管理の改善などに関する法律などの改正が進んでいます。そのため、町民や事業所に対して法律や制度の内容をPRするとともに、良好な労働環境を確保していくことが求められています。

施策と事業

1 勤労者対策の推進

- ・産業団体や地域活動などとの連携による新たな産業創出を支援します。
- ・共に支え合う地域社会を実現します。
- ・教育、住宅資金融資制度など、勤労者を支援する制度の充実に努めます。
- ・勤労者の健康と交流を育む文化・スポーツ活動の場の確保と活動機会を提供するなど勤労者福祉の充実に図ります。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
セクハラ、パワハラの防止対策	町					
活動の場の確保と活動機会の提供	町					

2 仕事と生活の調和

- ・仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)がとれた働き方の普及を図ります。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30

指 標

指標	単位	現状値	目標値（H30）

第2項 6次産業化の促進

基本
方針

農林漁業生産と加工・販売の一体化や、地域資源を活用した新たな産業の創出を促進します。

現状と
課題・
必要性

- 生産・加工・流通（販売）を一体化し、農林業者が所得を増大して安定した経営を実現することが求められています。
- 農林業者が2次・3次産業と連携して、地域ビジネスの展開や新たな産業を創出する試みが、全国各地で見られます。
- 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用の促進に関する法律（6次産業化・地産地消法）により、国も6次産業化を支援しています。

施策と
事業

1 6次産業化の促進

- ・農林業者が生産から加工、販売まで取り組む6次産業化を促進します。
- ・地域資源を活用した新たな産業の創出を促進します。
- ・生產品の地産地消を推進します。
- ・産業団体や地域活動などとの連携による新たな産業創出を支援します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
新たな産業創出の支援	町					

指 標

指標	単位	現状値	目標値（H30）

第3節 自然環境など地域の資源を生かした魅力ある観光の振興

第1項 魅力ある観光の推進

基本方針

豊富な観光資源を生かし、観光マスタープランに基づき、歴史や自然にふれあう公園整備やつぶらの周辺地域の整備促進など、多様な観光レクリエーションの場と機会の創出、ネットワーク化を進め、魅力ある観光の振興を推進します。

現状と課題・必要性

- 本町は、豊かな自然や温泉、河村城跡などの歴史・文化など豊富な観光資源を有し、首都圏における観光レクリエーションの場になっていますが、近年、観光客数は減少傾向にあります。
- 観光マスタープランに基づき、中川水源交流の里や箒杉公園、大野山ハイキングコースの整備などの杜と湖のネットワーク化を推進するとともに、河村城址歴史公園整備、山北駅周辺の魅力づくりなどの歴史と自然にふれあう公園整備事業などを進めています。
- 県立山北つぶらの公園（仮称）の整備の早期実施を県に要望するとともに、山北ふるさと館の整備と周辺の土地利用について検討する必要があります。
- 健康や自然志向などの観光レクリエーションのニーズを踏まえ、さらに豊かな観光資源を生かした観光レクリエーションの場と機会を充実し、エコツーリズムなどの新しい観光への取り組みも図りながら、魅力ある観光の振興を推進していく必要があります。

施策と事業

1 観光マスタープランの推進

- ・観光マスタープランを基本とした観光のまちづくりを推進します。
- ・大規模町有地の活用を検討します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
ハイキングコースの整備等環境整備	町					
簡保レク用地やハイツ跡地を活用した観光拠点の整備	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

2 杜と湖のネットワーク化の推進

- ・つぶらの周辺地域と三保ダム・丹沢湖周辺地域、湖面や河川を利用したネットワーク化を推進します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
ハイキングコースの整備	町					

3 歴史と自然にふれあう公園整備

- ・洒水の滝や河村城址歴史公園周辺の環境整備の推進と駅周辺との連携を充実します。
- ・歴史・文化資源の掘り起こしと歴史と自然のふれあう交流の場を整備します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
ハイキングコースの整備	町					

4 つぶらの周辺地域の整備促進

- ・都市地域との交流の拠点として山北ふるさと館の整備を検討します。
- ・畜産交流教室の開催などまきば館を活用した畜産との交流を推進します。
- ・大規模町有地活用を検討します。
- ・県立山北つぶらの公園（仮称）の整備を促進します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
まきば館の活用の検討	町					

5 水源地域交流の里づくりの推進

- ・都市住民と水源地域住民との上下流自治体間交流等を推進します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30

指 標

指標	単位	現状値	目標値（H30）

第2項 ネットワーク化の推進

基本方針

富士箱根伊豆広域圏を踏まえた広域観光ルートの整備を図るとともに、観光拠点を結ぶ基幹ルートや楽しく歩ける多彩な町内周遊コースなどの魅力ある観光ネットワークの整備を進めます。

現状と課題・必要性

- 豊かな観光資源を生かした観光ネットワークの形成に向けて、地藏岩～大野山～湯本平までの散策ルートの整備に着手するとともに、ハイキングコースにおける道標の設置や公衆便所の環境整備などを進めています。
- 観光の広域化に対応するための道路交通網の整備として、国道 246 号バイパスの整備や（仮称）小田原甲府線の基本的なルートの特定などを進めていますが、県道山北藤野線の整備も含めて、各道路整備を促進し、町内外にわたる観光ネットワークを強化する必要があります。
- 今後は、こうした取り組みを継続しながら、さらに健康づくりにも利用できるウォーキングルートの整備も含めて、ユニバーサルデザインに配慮した多彩なコースづくりを進め、魅力ある観光ネットワークを充実する必要があります。

施策と事業

1 観光ルートの整備

- ・町内の観光拠点を結ぶ基幹ルートの設定と整備を推進します。
- ・案内板の充実と拠点施設における駐車場の整備を推進します。
- ・近隣の観光資源と連携した広域観光ルートのネットワーク化をします。
- ・富士箱根伊豆広域圏を踏まえた広域幹線道路計画を促進します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
観光案内板の整備	町					
広域観光ルートのネットワーク化	町					

2 ウォーキング・ハイキングコース、登山道の整備

- ・自然環境や歴史・文化、産業・企業などを活用し、身近なウォーキングやハイキング、登山など、ユニバーサルデザインに配慮した多彩な町内周遊コースづくりを推進します。
- ・南足柄市の 21 世紀の森や松田町の最明寺史跡公園、静岡県小山町の明神峠などに続くルートの整備を推進します。
- ・観光・健康コースを設定します。
- ・森林と清流を散策する遊歩道の整備や歩いて楽しめる歴史、文化の道の整備を推進します。
- ・特色ある案内板や説明板等の設置を推進します。
- ・森林ふれあい・健康セラピーロードの整備を推進します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
河村城址を中心としたハイキングコースの整備	町					
広域ハイキングルートの整備検討	町					
森林セラピーをからめたコースの設定	町					
森林セラピー運営協議会事業の推進	町					
散策道の整備	町					

指 標

指標	単位	現状値	目標値（H30）

第3項 観光推進体制の整備

基本方針

魅力ある観光の振興に向けて、多彩な媒体を活用した観光情報の提供や特色のあるイベントの開催などにより情報発信を強化するとともに、観光協会の支援や関係団体の育成などを図り、観光推進体制の充実に努めます。

現状と課題・必要性

- 観光の振興に向けて、町や観光協会のホームページ、ふるさと交流センターなどを通じた観光情報の提供やフィルムコミッション事業、カヌーマラソンなどの特色あるイベントの開催などを進めています。
- 観光協会と連携しながら、こうした取り組みをさらに充実するとともに、観光情報のデータベース化や観光プロデュース機能の充実などを進め、観光のまちづくりに向けた推進体制を充実していく必要があります。

施策と事業

1 観光情報の発信、強化

- ・森林と清流を生かしたイベントによる情報発信を強化します。
- ・インターネット等の媒体を活用した情報発信を強化します。
- ・首都圏や東海方面に向けた情報活動を推進します。
- ・広域行政組織との連携を強化します。
- ・既存イベントの内容の充実を強化します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
町ホームページの内容充実	町					
JRや私鉄と連携した情報の発信	町・鉄道事業者					
あしがら観光協会等との連携強化	町					
イベント内容の見直し	町					

2 観光協会等の充実、支援

- ・山北町観光協会を支援します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
山北町観光協会への支援						

指標

指標	単位	現状値	目標値（H30）

第4節 地域の活力を創る商業の振興

第1項 地域の活力を創る商業の振興

基本方針

町民の生活利便を高め、利用客などで賑わう商業の振興をめざし、山北駅・東山北駅の周辺整備の推進をするとともに、空き店舗の活用や商業者の自助努力、他産業との連携など、商業活動の支援を図ります。

現状と課題・必要性

- 町民生活の利便性を高め、人々が集い、ふれあう、にぎわいのある商業地への再生をめざして、空き店舗を活用した木彫品の創作活動（ウッドボイス事業）を行うとともに、山北駅周辺魅力づくり事業や商品券の発行などを進めています。
- 誰もが暮らしやすいまちを実現するためには、生活の利便を高めるための身近な商業サービスの役割がますます重要になります。
- さらに東山北駅周辺整備も含めてこうした取り組みを進めるとともに、空き店舗の有効活用や商店の自助努力、他産業との連携などについて支援していく必要があります。

施策と事業

1 山北駅・東山北駅周辺整備の推進

- ・空き店舗の活用を促進します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
空き店舗の利用促進	町				⇒	
山北駅元気づくりプランに基づく商業施設の整備	町	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

2 商業経営の充実

- ・商工会活動に対する支援をします。
- ・農林業や観光業と連携した商業振興を促進します。
- ・山、川、農の恵みを生かしたブランド商品の開発など、新たな生業創造に向けた研究会等を検討します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
商工会への助成	町					
他産業との連携支援	町					
山北ブランドの認定及び宣伝	町					

指 標

指標	単位	現状値	目標値（H30）
空き店舗の利用	店舗	1	2

第5節 優れた資源を生かした鉱工業の振興

第1項 工業の振興

基本方針

森林と清流の自然環境との調和に配慮しながら、新たな工業用地の確保と先端産業の企業などの誘致を図るとともに、既存企業の経営改善や地場産業の育成を支援し、就労の場の確保や財政基盤の確立をめざします。

現状と課題・必要性

- 就労の場の確保や財政基盤の確立をめざし、これまで諸河工業団地への企業誘致を完了し、丸山地区や平山地区における企業の誘致活動を進めています。
- 既存企業の経営の近代化などとあわせて、こうした取り組みを継続していくとともに、(改訂)第2次土地利用計画に基づき、環境との共生に配慮しながら、新たな工業用地の確保と企業誘致を積極的に推進していく必要があります。

施策と事業

1 企業立地の促進

- ・森林と清流の自然環境に調和した企業誘致を推進します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
先端産業等優良企業の誘致	町				→	

2 工業の活性化

- ・商工会による経営指導、人材育成活動の支援を充実します。
- ・中小企業の集団化、共同化による各種研修事業を実施します。
- ・茶、果樹などの地場産品を材料とする加工業を振興します。
- ・インターネットを活用した宣伝強化を促進します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
商工会への助成	町					
各種研修事業の実施支援	町					
山北ブランドの認定及び宣伝	町					
町ホームページの内容充実	町					

3 環境対策の充実

- ・自然環境に配慮した事業活動における環境負荷の低減と公害防止を促進します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
環境に配慮した工事の実施	町					

指 標

指標	単位	現状値	目標値（H30）
平山工業団地への企業誘致	社	4	5

第2項 鉱業の振興

基本方針

鉱業の振興に向けて、自然環境の保全などに配慮しながら、砂利採取区域の拡大を図るとともに、山砂利採取跡地利用の検討に努めます。

現状と課題・必要性

- 主要な県内骨材の供給地として、山砂利採取指導要綱に基づき砂利採取事業が行われており、平成16年には砂利採取区域の拡大についての県との協議が終了し、環境アセスメント手続きなどの拡大計画の諸調整が進んでいます。
- 鉱業の振興に向けて、こうした各事業者による拡大計画の諸調整について積極的に支援していくとともに、既存採取区域の跡地利用について、新東名インターチェンジ設置構想と合わせて検討、調整していく必要があります。

施策と事業

1 山砂利採取区域の拡大

- ● ● ● ● ● ● ●
- ● ● ● ● ● ● ●
- ● ● ● ● ● ● ●

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30

2 山砂利採取跡地の有効活用

- ・ 周辺の環境に配慮した砂利採取跡地の跡地有効活用の調査を検討します。

主な事業	実施主体	実施予定期間				
		H26	H27	H28	H29	H30
川西、谷ヶ地区の山砂利採取跡地利用の調査、研究	町		⇒	⇒	⇒	⇒

指標

指標	単位	現状値	目標値（H30）